

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
11	B	地方に対する規制緩和	その他	選挙における投票管理者及び同職務代理者の要件緩和	選挙における投票管理者及び同職務代理者は、選挙の種類の問わず、選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法では、選挙当日の投票管理者及びその職務代理者(以下「投票管理者等」という。)は、「当該選挙の選挙権を有する者」でなければならないと規定されている。 特に市の選挙(市長選・市議選)においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投票管理者等の選任に苦慮しているという実態がある。 そこで、投票管理者等を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	市議会議員選挙等の実施において、効率的に投票管理者等の選任が行えるようになる。	公職選挙法第37条第2項 公職選挙法施行令第24条第1項	総務省	広島市、広島県	宮城県、仙台市、山形市、八王子市、小田原市、鎌倉市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山梨市、浜松市、田原市、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、生駒市、倉敷市、府中市、富山県、新潟県、北九州市、筑紫野市、宮崎市、芦屋町、熊本県、八代市、宮崎市	〇本市では、投票に関する事務の責任者である投票管理者等について、その職務の重要性及び専門性を考慮し、市職員を選任している。選挙に関する事務を委嘱された場合に必要にそれを行うことが職務付られている(公職選挙法第27条)市職員には、選挙事務に係る経験やノウハウの豊富な蓄積があり、投票事務の適正かつ公平な管理執行のためには、投票管理者等にも市職員を選任することが適当であるといえる。 しかしながら、投票管理者等を選任するにあたっては、本市には86か所の投票所があり、その人員確保に苦慮している。とりわけ、現行法令のもとでは、市長及び市議会議員の選挙において、投票管理者等に市内在住の職員を選任する必要があるが、選挙の都度、200名近くを確保することは容易ではなく、結果として特定の職員への選任の固定化及び負担の増大化を招いている。 一方、期日前投票においては適任者確保の観点から、投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」とされているところであるが、このことにより、投票当日の投票と比較して、期日前投票において選挙事務執行上、特別の支障が生じているとは考えず、また、適任者確保の観点も期日前投票のみに必要なものではない。 投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」と緩和することは、より広い視点で適任者を確保することにもつながり、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。また、平成31年には統一地方選挙を控え、本市でも市議会議員選挙執行が予定されていることから、提案内容の早期実現を求める。 なお、本提案内容については、平成28年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国774の市と特別区が加入)より、総務大臣等に要望している。 〇本市においても、市内在住職員の数が減少しており、今までどおり投票管理者及び同職務代理者の確保が出来ない事が予想されている。 また、投票事務や選挙制度に関する十分な知識が必要であることから、住民の中から選任するも難しく、自治会等の協力がたいため、法改正を要望する。 〇本県においても、管理者に充当する市町職員の確保に苦慮している。(特に投票日と勤員を要するイベントが重なった場合など)	投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法第37条第2項において、「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者」と規定されている。これは、投票管理者は、選挙人の公益の代表として当該投票区の投票事務を管理執行するものであるという趣旨から「当該選挙の選挙権を有する者の中」から選任されるものとされているが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。
12	B	地方に対する規制緩和	その他	選挙における投票立会人の要件緩和	選挙における投票立会人において、選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されているが、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態がある。 そこで、投票立会人を、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	各種選挙の実施において、効率的に投票立会人の選任が行えるようになる。	公職選挙法第38条	総務省	広島市、広島県	宮城県、仙台市、新潟市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山梨市、浜松市、京都府、京都府、大塚市、堺市、兵庫県、神戸市、岡山県、倉敷市、府中市、高松市、宇和島市、北九州市、筑紫野市、宮崎市、芦屋町、熊本県、八代市、宮崎市	〇本市においても投票立会人の選任には前回苦労しているところであり、制度改正を希望する。「当該投票区の選挙人名簿に登録された者」に、投票事務の公平性を確保する公益代表という立会人の職責を果たすための必要要件ではないと考える。 〇本市においても、提案団体が示す投票立会人選任要件に関する支障事例が発生している。提案団体と同様に高齢化と就業構造の変化が背景にあり、一つは中心商店街が属する投票区において、店舗が中心商店街の投票区にあるが、住所は郊外の住宅といった自営業者が多く、投票立会人の選任要件が支障となり選任することができない。いわば、地方都市におけるミニスーパー化現象とも言うべき事態が進展しており、選任に時間を要し大変苦慮した事がある。また、もう一つは限界集落的な有権者20数名の投票区が存在しており、投票立会人の選任を希望していたが、当日急病になったため、代替の投票立会人も確保するのに時間がなくなったこともある。現在の投票所の環境を考えると、期日前投票所同様「当該選挙の選挙権を有する者」に選任要件を緩和されると効率的な選任が行えるようになる。 〇本市は山間部を有し、この地区においては、過疎化が進み有権者数が減少の投票区がいくつかある。そして、当該投票区は高齢化率が高く、投票立会人の選任に苦慮している。 〇人口の都市部流入や高齢人口割合の著しい増加等により、選任可能な人材が著しく減少している投票区が多く、選挙執行自体に影響を与えかねない状況となっている。選任の幅を拡げ安定的な選挙執行を行う上で、投票立会人の選任要件を緩和することは必要であると考える。 (ただし、投票立会人の資質として、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に適合し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」が求められるとされており、このことを鑑みると、選任要件の緩和と並行し、投票区についても社会情勢にあわせた見直しを図ることが必要と考える。) 〇過疎化により有権者数が極めて少数となり、更に高齢化している、投票区においては、「各投票区の選挙権を有する者」を投票立会人として選任することが困難になっている。実際に投票立会人を選任できずに投票区を統合した事例もあることから、「当該選挙の選挙権を有する者」に要件緩和を要望する。 〇当県においても、選挙人数が少ない投票区を抱える市町村等から、投票立会人の選任に苦慮しているという声を聞いており、立会人の選任要件の緩和は、投票所の円滑な運営や少数投票区の維持のため必要と考えている。 そもそも、選挙当日の投票立会人を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」に限ることとしているのは、「当該投票区の選挙人は、自己の区域内における事情に適合し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者と認められた者」(昭和18年東京高等裁判所判決)であることと解される。 しかしながら、現在の地域コミュニティの状況においては、必ずしも上記趣旨を実現できるものとなっていないこと(地域・投票区により事情は様々であるため)、期日前投票所における投票立会人には同様の制限がなく、かつ、そのために選挙の公正が阻害されるような具体的な支障は生じていないこと、上記立会人の制限により、投票立会人の選任に苦慮している市町村があること、等を考慮すると、投票立会人として最も適当な立場にある者」は、法で一律に規定するのではなく、その地域の事情に精通している各市町村において個別に判断することが適当と考える。 〇本市においては、投票区内の町内会連合会に対し、立会人の推薦を求めているが、投票区と町内会連合会の区域は必ずしも一致しないことから、投票区外の選挙人が推薦された場合、再推薦依頼を行うなど、あらためて連絡が必要となり、町内会連合会・選管の双方に負担がかかっている。本市が構成員となっている指定都市選挙管理委員会連合会からも同内容の法改正要望を行っており、主旨に賛同する。	公職選挙法第38条第1項では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されている。このことに関しては、昭和31年6月9日東京高等裁判所判決でも、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に適合し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」とあるとの考えが示されている。投票立会人については、基本的にこの考えに基づくべきものと考えるが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
24	B 地方に対する 規制緩和	その他	投票所入場券の交付 時期の繰り上げ	選挙管理委員会の判断により投票所入場券の交付開始時期を繰り上げることができるよう公職選挙法施行令を改正すること。	選挙の投票所入場券は、公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、選挙の期日の公示又は告示以降できるだけ速やかに交付するものとされている。この規定に基づき投票所入場券を発送すると、郵送には数日を要するため、期日前投票が始まった後に選挙人のもとに到着することになる。選挙人の中には、投票所入場券がなければ投票できないといった認識の方もおり、公示(告示)日に入場券を発送したにもかかわらず、「投票所入場券がまだ届かないから期日前投票ができない。」といった苦情が必ず寄せられている。また、当該選挙人が投票所入場券を持たずに投票に来た場合、本人確認に時間を要するため、事務局の負担の増加につながる。なお、郵便局に配達日を公示(告示)日に指定して依頼をしたとしても、一日に配布できる軒数が限られているため、当日に届かない選挙人が必ず発生し、解決にはつながらない。以上のことから、自治体の規模や郵便環境等を考慮し、選挙管理委員会の判断で、公示(告示)の2～3日程度前から順次交付が可能となるよう規制緩和を求める。	本市では、投票所入場券に、投票当日の投票所の場所や投票時間等だけでなく、期日前投票の場所や時間、投票方法等、さらに期日前投票請求書兼並行書の記載をしており、選挙人のもとに早く届くことで、選挙に関する情報をより効果的に周知できる。また、期日前投票について、確実に手元に入場券等が届くことで市への苦情が減ることが見込まれるほか、投票所での手続きも迅速に行うことができる。さらに、投票時間の延長等の制度改正もあり、期日前投票が増加傾向にある中、投票率の向上にも寄与すると考えられる。	公職選挙法施行令第31条第1項	総務省	由布市		山形市、練馬区、綾瀬市、岐阜市、山梨市、島田市、野洲市、八幡市、生駒市、倉敷市、筑紫野市、芦屋市、熊本市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市	○本市においても市内全ての選挙人へ交付が完了するまで3日前後期間を要している。特に市長選や市議選では告示日が日曜日ということもあり、告示日に配達が行われず、また、告示日から選挙期日までの日数が短いという点、問い合わせや苦情が非常に多く寄せられ対応に苦慮している。 入場券が届かないことから期日前期間の後半に選挙人が集中することもあり、投票所の混雑にもつながっている。選挙人の投票環境を向上させるための、制度改正の必要があると考えられる。 ○期日前投票の利用率が高くなってきており、投票の例外であるはずが、その認識がなくなってきた。それに伴い、提案市の事例のように、期日前投票が始まるまでに入場券が届かない事がおかしいとの声が非常に多いため、法改正を要望する。 ○本市でも、告示日の翌日から期日前投票所を開設しているが、入場券が届いていない期間は選挙人からの電話での問い合わせがあり、その都度、期日前投票所の開設場所や時間の案内や、入場券がなくても投票ができる旨を説明しているため、その他の選挙事例に支障が生じる場合がある。 ○本市では、入場券を全域に配り終えるのには、告示日(公示日)から2日～3日間の期間を要している。 たしかに、期日前投票開始後数日間は、選挙人から入場券が届かない等の苦情・問合せ等があるが、入場券がなくても投票できる旨を丁寧に説明し、納得していただいている。 国政選挙や都道府県選挙は、選挙期間が比較的に長いので、それ程、支障事例であるとは認識していない。 しかし、市長選挙・市議会議員選挙においては、選挙期間が短い上、告示日が日曜日であるため、告示日の翌日から配布開始することも多く、苦情・問い合わせ等の件数も国政選挙の際とは比較にならない位多く、業務の支障となっている。 ○投票するには入場券が必要と考えている有権者が多いため、公示(告示)日以降に発送すると、「期日前投票が始まっているのに入場券が届かず投票できない」旨の苦情が多発せられ、列々に人手を取られ、選挙事務に影響がある。そのため、当選では投票所入場券の機能を持たせた。交付日に制限のない「選挙のお知らせ」を作成し公示(告示)日前に発送しているが、公選法に詳しい区民から、投票所入場券の公示(告示)日前発送は違反ではないかの苦情を受けることがある。有権者の利便性や選挙事務の円滑な運営のためにも改正が必要である。	投票所入場券の交付については、公職選挙法施行令第31条第1項において、選挙期日の公示又は告示の日以後、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されている。 投票所入場券の交付開始時期を繰り上げた場合には、選挙時登録後の選挙人名簿に基づかず投票所入場券の交付を開始するおそれがあることから、当該選挙人名簿に登録される選挙人に対する交付遅れや当該選挙人名簿に登録されなかった者に対する交付遅れなどが生じるおそれがあるが、こういった点への対応を含め、御提案の内容に関する可否を検討していきたい。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
31	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)」(以下「ガイドライン」という。))において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等必要な措置を取ることを。あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	【ガイドラインに示される事務フロー】多くの事務手続に使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、①住民ネットワークによる「申請者との同一住所検索」を実施②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定することが「できる」とされている。この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出ていない場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナンバーに限定して提供するため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。【支障事例】上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続きにおいて、住民票の添付を省略できない。・申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用することは、個人情報保護条例上制限されている。個人情報の過剰利用となるおそれがある。・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。	行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。	住民基本台帳法、社会保険・税番号制度における情報連携	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	千葉県、神奈川県			吉小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、芦屋町、大村市	○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住民ネットワークを使用した場合で既に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの照会請求に備え、なぜ住民ネットワークを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要がある。かえって事務が増えている。○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。○必要に応じて、法制上整理したうえで、関係法令の改正等必要な措置を取ることを。また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	【内閣府】まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。【個人情報保護委員会、総務省】○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住民ネットワークを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出し」、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。①住民ネットワークを活用して同一住所者を検索することについてマイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機械に対し機械保存本人確認情報…の提供を求め」ることができることとされており、申請者本人と同一住所であるが同一世帯ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであると解される。②住民ネットワークで抽出された同一住所の者を情報照会することについてマイナンバー法第19条第7項においては、情報照会者は「別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な…特定個人情報…の提供を求め」こととされており、請求書に記載されている者のほか同一世帯者が存在しないこと等を確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。○なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると考えられると。具体的にはどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。
36	B 地方に対する規制緩和	その他	改正地方公務員法における「区長」の任用方法について	区長(町世話人)は、改正地方公務員法第3条第3項第3号に該当し、引き続き、特別職の地方公務員として任用することができるようマニュアルに明記する。	本町では各行政区の長(以下「区長」という。))は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、特別職の公務員として任用している。これは、行政条例(昭26年5月1日付 地自公発第179号福岡市長あて 公務員課長回答)において、町世話人は同条同項に規定する特別職の地方公務員と考えることとされていることとに由来する。しかし、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法に関する総務省作成マニュアルでは同条同項の職が限定列举され、区長は除かれることとなっている。これにより、区長を会計年度任用職員として任用する場合、新たに一般職の服務規定である「職務」に専念する義務、「政治的行為の制限」等が課されることは、区長となる者の私生活を著しく制限するものと思われる。本町では、区長の仕事は地域の必要な事項を町へ要望する等、基本的に町と地域住民の連絡調整が主となっており、前述のような服務を課することは、区長業務に対する萎縮・敬遠につながり、たまたま手数が少ない現状を悪化させるものと思料する。加えて、人事評価制度が職務付けられることとであるが、町の職が区長の業務を常時監督することは困難であり、評価の意義や項目・方法(特に、業績評価による目標設定及び評価結果の活用等)に対して疑問が残る。以上のことから、区長については従来通り特別職非常勤として任用できるよう改正を求める。	過剰な服務等を課さないことにより、町と住民のパイプ役である区長の担い手の適正な人材確保及び任用が可能となる。	改正地方公務員法第3条第3項第3号及びP22条の2 ○会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルP11からP12まで及びP46 間2-4	総務省		富士川町、市川三郷町、早川町、身延町、南郷町、昭和町、蓮志村、西津村、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	山梨県(14町村)共同提案幹事団体:山梨県富士川町	中山町、石岡市、福井市、南九州市	○区長に限らず、新たに一般職の服務規定である「職務」に専念する義務、「政治的行為の制限」等が課されることに支障や抵抗がある職については、特別職として位置付けること、これらの服務規定を適用除外とされることを検討いただきたい。○本市では、市政の円滑な運営を図るため、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、市政協力を非常勤特別職として委嘱している。しかし、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法で、総務省が作成された「会計年度任用職員制度導入に向けた事務処理マニュアル」では、同条同項の職種が限定列举されており、現状のまま施行されること市政協力を非常勤特別職として任用することができない。非常勤特別職として、任用できない場合、会計年度任用職員として任用することになれば、一般職の服務規程や人事評価制度などを市政協力員に課することは、現実的に不可能だと考えられる。また、地方公務員法災害補償法第69条及び第70条の規定に基づいて制定している「歳会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例」の適用外となり、公務上の災害が発生した場合の対応ができない。そのため、市政協力員を非常勤特別職として任用できるように改正を求める。○本市においても提案団体と同様、市と地区住民の連絡調整や回覧文書等の配布を主に職務とする「区長及び区長補助員」を設置しており、具体的な支障事例は提案団体による記載のとおりである。なお、総務省実施の「会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」における「特別非常勤職員として任用しようとするのが適当ではないか疑義が生じている職」として、「区長及び区長補助員」を回答したところである。○現在本市では非常勤特別職として、区長・区長代理を委嘱し、広報紙の配布や、回覧板の巡回のほか、市との連絡調整事務を行う報酬として、報酬及び費用弁償を支払っているが、地方自治法改正施行行為の対応に懸念している。なお、区長の業務は、定期的な時間で行われるものではなく、会計年度任用職員としての雇用はなされないものであることから、自治会への補助金に振り替えることも検討しているが、その場合自治会の収入となってしまうため、現認区長からの反対等が予想されている。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
56	B	地方に対する規制緩和	その他	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」とは、履行確認(検査)の日に限ることなく、期間満足の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示されたい。	昭和38年12月19日付け自治庁行発第93号行政課長通知において、地方自治法施行令第143条第1項第4号の「当該行為の履行があった日」とは「履行確認の日」を指すとされている。しかし、警備等の行合管理業務は終日継続して業務が行われることから、年度末の給付行為の完了は職員が最終日の深夜0時に行う必要があり、過重な事務負担や実態に即していない完了検査となっている。また、3月31日24時までの業務の完了報告書を3月31日付けで提出させることについて、受注企業からもコンプライアンス違反になると難色を示され、対応に苦慮することがある。 当該事項は、平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」でも、より実態に即した制度に見直すよう指摘されているところである。さらに、昨今の行政文書の取扱い軽量化という情勢変化も踏まえ、現行取扱いの根拠となっている昭和38年12月19日付け自治庁行発第93号行政課長通知について、見直しを求める。	制度見直しにより過重な事務負担が解消されるとともに、実態に即した検査が行われることで適正な契約の履行確保に資する。また受注企業との間においてもスムーズな事務執行を図ることができ、事業者側にもメリットがある。	地方自治法施行令第143条第1項第4号 昭和38年12月19日付け自治庁行発第93号行政課長通	総務省	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県		福島県、石岡市、ひたちなか市、川崎市、名古屋府市、西尾市、城隍市、伊丹市、広島県、廿日市市、府中町、愛媛県、熊本県、宮崎市	〇本市においても、施設等の警備等管理業務は終日継続して業務が行われる。また、ごみ収集や他の委託業務で年度末日まで実施する業務の完了確認は実態に即していないので、検査の立場としても検査の形骸化は問題である。 〇本市においても同様に制度改正について必要性を認めます。 具体的には次の場合において問題となります。 当該行為の履行が年度末日24時(深夜)までを含む場合(提案市指摘の問題点と同様)検査には時間を要する事例もあり、当該年度中に処理しきれない事例ばかりではない。 当該行為の履行が年度末日までを対象とする場合で、年度末日が休日にも当たる場合 ①実際に休日出勤して検査一過重な事務負担となる ②勤務日時に検査一議会の承認を要する予算の繰越などは現実的な解決方法ではない。勤務実態のない休日に行なうことにはせざるを得ず、現実の検査との兼ねが生じる。市民への説明責任が全うできない。 〇当該行為の履行があった日」で会計年度区分を決定しているために、履行確認(検査)や完了報告書の提出を3月31日に規制することは実態に即さないことから、この見直しは必要であると思われる。なお、「翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれる」と解釈の見直しをする場合は、どのような支出の種類が該当するのか示す必要があると思われる。 〇具体的な支障事例に例示されているもの以外にも、医療機関等への運営費補助や検査業務委託、機械設備等の保守委託、24時間電話相談業務委託等の事例があり、本県においても実態に即していない現状がある。「当該行為の履行があった日」の解釈の変更は、より実態に即したものになると考えられ、見直しについては賛同する。	会計年度独立の原則に基づき、歳入及び歳出の会計年度所属区分を明確にする必要があり、工事請負費等については、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされておらず、「当該行為の履行があった日」とは履行確認(検査)の日をいうものとされている。 新年度において履行確認を行わなければならない場合には、地方自治法上、繰越制度の活用が認められており、提案の事案についてもこれにより対応可能なものである。 なお、国においても同様の運用がなされているものと認識している。
57	B	地方に対する規制緩和	その他	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	例年、総務省が実施する普通交付税算定については、交付税算定業務支援システム(Lasle)により、地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査(以下、「決算統計」という。)については、地方財政決算情報管理システムによる提出とされている。一方、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告については、エクセル様式によるメール提出とされている。 健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債得意等種別や決算統計の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多いため、ケラレスミスが発生する可能性を有し、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務については、各地方公共団体において6~8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。 また、都道府県市町村担当課においては、各市町村のデータを手動による貼り付けにより、総務省に報告することとしているため、こちらについても事務ミスが発生する可能性を有する。	健全化判断比率の算定・報告において、交付税算定業務支援システム、地方財政決算情報管理システム調査表間の転記等を容易にできる一元化システムが構築できれば、都道府県及び市町村ともに、転記ミスの削減、健全化判断比率算定時間の大幅な縮減につなげることができる。 さらに、都道府県市町村担当課による管内市町村調査委員の換収作業に当たっても、自動転記機能により換収項目の縮減につながることも、エクセルファイルの管理等がなくなることにより、効率的に事務が進めようになり、事務負担の軽減に資する。	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	総務省	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾瀬市、上越市、石川市、山形市、群馬県、鳥取市、豊川市、豊田市、西尾市、伊丹市、奈良県、出雲市、徳島市、高松市、愛媛県、福岡県、北九州市、大牟田市、宮若市	須賀川市、石岡市、千葉県、東村山市、平塚市、綾瀬市、上越市、石川市、山形市、群馬県、鳥取市、豊川市、豊田市、西尾市、伊丹市、奈良県、出雲市、徳島市、高松市、愛媛県、福岡県、北九州市、大牟田市、宮若市	〇健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債得意種別や決算統計の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多岐にわたる特別会計や企業会計を有する本市においては、数値の転記作業等によりケラレスミスが発生する可能性を有しており、決算統計システムで行われる突合チェックを人海戦術により行うしかないので、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務を行う6~8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。 〇昨年度、健全化判断比率等を提出後に算定ミスが発覚し、速報値を訂正することができなかった。市町及び県のとりまとめにおける負担軽減と算定ミス削減のためには、一元化システムの開発・導入が必要。	健全化判断比率及び資金不足比率(以下、「健全化判断比率等」という。)については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、地方団体の責任でその基礎数値を監査委員の審査に付した上で議会に報告、公表するものであり、総務大臣は地方団体から健全化判断比率等の報告を受ける立場にあるもの。したがって、健全化判断比率等を算定するためのシステム構築についても、地方団体の責任において行われるべきものと考えられる。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
68	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害対策基本法第86条の8第3項の改正	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同条第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	○東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。 ○また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考ええる。 ○現状、災害対策基本法第86条の8では、同法第49条の7で想定される避難生活を送るための「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。	災害対策基本法第86条の8	内閣府、総務省	茅ヶ崎市	(提案募集)広域一時滞在.pdf	ひたちなか市、厚木市、佐久市、山根市、富士市、岡崎市、田原市、岡山市	○災害対策基本法第86条の8第3項では、「広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない」としている。避難場所及び避難所については、同法第49条の4及び第49条の7で定義付けられており、同法第49条のみでは、「避難場所と避難所とは、相互に兼ねることができる」としている。これにより柔軟な対応がとれる一方、両者が混同され、対応に遅れがでるおそれがある。緊急時には、市町村間で速やかに協議・受入れを行う必要があることから、対応に遅れを生じさせないため、避難場所についても明示すべきと考ええる。 ○そのため、同法86条の8第3項で避難所みの記載となっている現行法を改正し、避難場所の記載を追加していただきたい。 ○本市においても、南海トラフ地震発生時には多数の避難者が想定される。指定避難所・避難場所、協定等による避難所受入れも行っているが、被災状況により避難所の確保が困難な場合も考えられるため、柔軟な避難対策を遂行していただきたい。 ○地震や風水害など、災害は行政区域ごとには起きるものではないため、住民の避難誘導や受け入れについても、行政区域に捉われずに広域的な協力体制を整備しておく必要がある。 災害対策基本法において広域避難者の受け入れ先として、「避難所」だけでなく、「避難場所」を明記することで、柔軟な避難計画の協議策定が可能となり、多様な避難経路の確保につながるため、より多くの住民の生命を保護することができるものと期待できる。 ○現状の災害対策基本法第86条の8第3項の条文では、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。 ○平成29年3月に相模川、平成30年6月に玉川の浸水想定区域図が発表され、市民の安全を第一に考えた場合、隣接する市町村への避難を想定した防災対策を考える必要がある。 ○大雨による災害(土砂・洪水・高潮等)が発生する恐れがある場合について、広域避難の必要性を協議する場として、災害対策基本法に基づく県又は市防災会議の協議会及び、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会を活用する旨が「[洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方」(平成30年3月)中央防災会議 防災対策実行会議にて示されたが、災害対策基本法に「避難場所」についての記述が無いため、今後、広域避難を検討する場合に、法的な根拠の必要性を感じている。	災害対策基本法第86条の8の規定は、市町村長が災害発生後に区域内の被災住民の居住を確保できない場合など、行政区域を超えて被災住民を避難させる必要がある場合における地方公共団体間の協議について規定したものであるが、これは被災住民の滞在先である避難所の確保が目的であるところ。 避難所は災害が発生又はそのおそれがあるときから当面の間、被災者の生活の場となる施設であり、一定の住環境を確保しておくべきものであることから、広域一時滞在が必要な場合には、地域の実情や被災者の人数等を踏まえ、住環境の確保を図る観点から協議が必要とされているところ。 一方、避難場所は、災害発生時に迫りくる津波や洪水等から迅速に避難するための立退き先(※避難ビルの屋上や広場が指定されている場合もある。)であり、緊急性を要するため、これを法定の協議対象とすることは、時間的コスト等の増大ともなりかねず、業務上の支障となるおそれがあることから改正は不要と考えられる。 ただし、防災基本計画(平成30年6月29日閣議決定)においても、「市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるもの」とされている通り、市町村の区域外に避難場所を確保しておくことが妨げられるものではない。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
78	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の新設	消防学校での消防車両の運転に関する教育の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教育を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設	平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加わり、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を来すことになる。 そこで、消防団員等が実施する活動の特殊性及び地域防災の担い手としての重要性を考慮し、新制度普通免許を取得する消防団員等が、消防団所有のポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような特例制度の創設が求められる。 【求める措置】 (1)各都道府県において設置する消防学校又は消防学校が委託する自動車教育所において、一定の適正が認められる消防団員等が消防車両の運転に係る技能教育を受講することを可能とすること。 (2)教育訓練の実施に関する地方公共団体の委託に基づき、自衛隊の任務遂行に支障が生じない限りにおいて、自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教育を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすること。 (1)、(2)の技能教育を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許受験資格を得られるようにすることで、消防団員等の確保に資すると考えられる。	実際の道路交通環境下における安全性を毀損することなく、消防団所有の自動車を運転できる消防団員の確保が可能となることから、消防活動や災害時の初期活動の体制が強化される。 また、地域活動の担い手である消防団員や地域住民がその地域を訪れる自衛隊とつながりを持つ機会が生じることとなり、その際の人的つながりが将来の災害時の自衛隊と地域住民や消防団員の連携強化にもつながることになる。	道路交通法 道路交通法施行令 まち・ひと・しごと創生総合戦略 消防学校の教育訓練の基準 自衛隊法第100条の2 自衛隊法施行令第126条の2	警察庁、総務省、防衛省	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南都町、富士川町、昭和村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	山梨県(14町村) 共同提案 幹事団体:山梨県鳴沢村	南陽市、ひたなから市、清瀬市、石川県、南アルプス市、多治見市、山梨市、田原市、千早赤坂村、宇和島市	○平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加わり、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を来すことになる。 ○本市は、消防団員2,084名を有し、毎年80人程度の新入団員を迎えていて、今後、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できない団員が増加し、消防活動等に支障が生じ、地域の安全安心を損ねることがもたらかねないため、対象の消防団員が、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できるようになるような特例の制定に賛同するものである。 ○本市消防団においても、3.5トン以上の消防車両を38台所有しており、平成29年3月12日の道路交通法の改正による普通運転免許証で運転できる自動車の総量が3.5トン未満となったことで、消防団からも今後の消防ポンプ車の運転についても心配の声があげられています。 現在、当市でも今年度消防団に入団した団員1名が平成29年3月12日以降に普通運転免許取得し、今後更に増加していくと思われる。また、保有している消防ポンプ自動車は29台が予想されます。 こうした状況を踏まえると、消防団所有の消防ポンプ車の運転に必要な免許を、取得しやすくする特例制度の創設を希望します。 ○本市においては、4月1日現在、改正後の普通免許を所持する消防団員が3名在籍しており、今後は更に増加していくと思われる。また、保有している消防ポンプ自動車は29台すべて3.5トン以上の仕様となっている。 以上のことから、提案されている消防学校での消防車両の運転に関する教育の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教育を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設は非常に有効な手段であると思われる。	【警察庁】 提案団体の提案趣旨の理解に当たって、本年6月29日開催の「地方分権改革有識者会議」の資料にも参照して、以下のとおり回答する。 【(1)について】 公安委員会から指定を受けた自動車教育所(以下「指定自動車教育所」という。)で技能教育を受講した者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)は、運転免許試験のうち技能試験が免除されることとなること、職員や設備等に関して一定の要件を満たす自動車教育所は、当該指定を受けることができることとされている。したがって、消防学校や同学校の委託を受けた自動車教育所(以下「消防学校等」という。)が、当該一定の要件を満たす自動車教育所であるとして公安委員会から指定を受けた場合には、当該消防学校等で一定の教育を受け、かつ道路交通法第97条の2第1項第2号の適用を受ける者について、技能試験を免除することができる。 以上のことから、御提案の内容に「消防学校等における車中型自動車免許に係る教育を受けた者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)」について、指定自動車教育所を卒業した者と同等に、当該免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているのであれば、これについては、消防学校等が一定の要件を満たす自動車教育所であるとして公安委員会から指定を受けることにより、現行の道路交通法令で対応可能である。 また、御提案の内容には、緊急自動車の運転資格の審査(以下「審査」という。)に合格した者について、当該緊急自動車の運転に必要な運転免許を免除されたいというものが含まれていること、技能試験は、取得しようとしている運転免許に係る自動車等を安全に運転することができる基本的な運転技能を有しているか否かを確認するものである一方、審査は、公益性の高い緊急用途のために道路を迅速に通行するために必要な高度な運転技能を有しているか否かを確認するものであり、道路交通法上、審査を受ける者は、当該審査により運転資格を得ようとする緊急自動車の運転に必要な運転免許を有していることが前提となっている。したがって、技能試験と審査は全く異なるものであり、後者に合格した者について前者を免除することは不適当である。 【(2)について】 御提案の内容を実現するためには、消防団員等が自衛隊が実施する自動車の運転に関する教育を受講することができる必要があるところ、まずは防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。 【総務省】 【(1)について】 御提案の趣旨が、消防学校等で教育を受講することをもって、必要な運転免許に係る技能試験を免除してほしいというのであれば、警察庁が所管する道路交通法上の制度に関するものであることから、当庁から回答は差し控えたい。 なお、消防組織法第51条では、「都道府県は…消防学校を設置しなければならない」と規定されており、同条第4項の規定において「消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない」とされている。この消防庁が定める「消防学校の教育訓練の基準」第11条においては、「消防団員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする」とされており、各消防学校において、地域の実情に応じて必要な教育訓練のカリキュラムを実施しているものと考えている。 また、「平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知」において、「消防団員の車中型免許取得に係る公費負担制度の新設」と、「地域の実情に応じて、消防自動車の更新機会等に合わせ、新制度での普通免許で運転可能な消防自動車の活用について」を課題としていること。さらに、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した団員が車中型免許を取得する経費に対して、地方公共団体が助成を行った場合の当該助成額の一定割合について、平成30年度から特別交付税措置を講じることとしている。 【(2)について】 御提案の自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教育を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とするについては、まずは、防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。 【防衛省】 防衛省・自衛隊における教育訓練の委託については、自衛隊法第100条の2において、「政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる」と定められており、自衛隊法施行令第126条の2において、委託を受けることができる具体的な技術者については、「航空機の操縦及び整備」「落下車の試験降下」「潜水艦の試験航行」「教艦「稻の操作」に従事する者」と規定されている。 今回のご提案については、消防団員に対する自動車運転について防衛省・自衛隊に対して教育の委託を求めるものであるが、これは、上記に述べたような技術者の教育訓練に該当せず、また、ご提案の教育を実施する民間の自動車教育場が多数あることは広く認識されていることから、「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」にも該当せず、現行法令に照らせば、防衛省・自衛隊として受け付けることはできないことについては御理解を願いたい。
80	B 地方に対する規制緩和	その他	地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について、地方公共団体の負担の少ない方法に見直しを求める。	総務省から毎年度調査がある「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」について、すでに100%に達している調査項目も100%を達成している項目がほとんど(13項目中9項目)であるが、毎年変わらず調査が行われている。 【調査項目について】 調査の目的は業務改革を推進することであるが、既に民間委託や指定管理制度の導入が100%となっている業務や施設についても毎年調査しており、不変な作業となっている。(例えば民間委託の実施状況は、全ての都道府県で100%を達成している項目がほとんど(13項目中9項目)であるが、毎年変わらず調査が行われている。) 【総務省でのヒアリングについて】 全国の都道府県、政令指定都市については、本調査回答後に総務省でヒアリングを行うが、その内容は電話やメールで回答できる程度であり、移動時間や日程決めの調整等の負担を考えると費用対効果は低いものとなっている。	調査項目の見直しやヒアリングの廃止により、地方公共団体の事務負担が軽減され、業務の効率化に寄与する。	総務省通知(平成27年8月28日付総経第29号「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」) 庶政の取組(平成29年4月28日付総経第16号、総経第29号「地方行政サービス改革に関する取り組み状況等の調査について(照会)」)	総務省		神奈川県	宮城県、福島県、石岡市、埼玉県、後援市、三原市、魚沼市、石川県、長野県、浜松市、愛知県、名古屋市長、岡崎市、八幡市、伊丹市、山口市、愛媛県、松山市、熊本市	○毎年度のように様式の訂正や補足説明が後追いで送られてくるため、その都度全部局に様式の差し替えを依頼せねばならず、事務効率が非常に悪い。 ○全都道府県と政令市職員の人件費と旅費という膨大なコストを掛けてまで行う必要があるものなのか、ぜひ御検討いただきたい。具体的なヒアリング内容が当日にならないとわからないため、予め予測して資料等の準備はするもの、詳細な内容を聞かなくても答えられない項目もでてくる。 ○ヒアリング時期が市会会期中であり、役職者は議会対応のため出席は困難である場合が多く、係長級又は担当者が出欠し、担当者同士で電話回答と同様の内容を回答することとなる。 ○「前年度導入率」及び「類似団体の前年度導入率」の項目については、総務省ホームページを見て各団体が数字を入力する手順であるが、既に許年度中に総務省に提出したデータであり、調査を受けた各団体が再度入力する必要はあるのか疑問である。 ○特に指定管理者の実施状況の項目について、現在自治体では既存施設の有効活用という観点から施設の集約化、複合化が進められており、1つの項目に当てはまらない施設が出てきているほか、項目そのものの基準も通知では示されておらず不明確である。「産業情報提供施設」や「大規模公園」等)そのため、調査結果自体について全国及び自治体間で比較する材料としては正確性に欠けるのではと懸念される。	実施率が100%に達している調査項目については、数年おきに調査を廃止することも含め、調査項目の縮小を検討する。また、自治体の負担にならないように、総務省側で入力可能なものは入力し、調査できる項目に調査数を精査する。 ヒアリングについては、自治体の生の声を聞くことのできる貴重な機会であり、総務省からも自治体が活用できる情報通信分野の先進的な取組を紹介する場として重要なため、総務省からも自治体間で比較する材料としては正確性に欠けるのではと懸念される。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
89	B	地方に対する規制緩和	その他	小規模施設特定有線一般放送の届出書の届出書類の電子化	小規模施設特定有線一般放送の届出書は「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」(第3項第30号～第34号)において、電磁的方法による提出が認められているのは各様式の「裏の部分」のみとなっており、その他の項目(自書又は押印等)や添付書類については認められていない。このため、事業者は申請手続きを書面により実行又は郵送にて行わざるを得なくなっており、負担となっている。自治体においては、届出書の裏部分を電磁的に提出された場合、そのデータと書面で提出された書類を連動させて保管する必要があり、整理及び保管が煩雑になっている。また、施設が廃止されるまで個人データを含む届出書及び添付書類を保管する必要があるため、大量の書類を整理及び保管するための経費(人員や保管場所)が発生している。(提案団体合計掲載(過去3年) 平成28年度130件 平成29年度350件 平成30年度810件 (H30.4月末現在))	提案の実現による住民の利便性の向上や行政の効率化等、表部分以外も電磁的方法による提出が可能になれば、電子申請も可能となり、事業者の提出にかかる負担が軽減し、自治体においても申請の受付、書類の整理及び保管に関する経費等の削減が図られる。	放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法(告示)	総務省		東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	デジタル・ガバメント実行計画記載「オンライン手続きにおけるリスク軽減及び電子署名・認証ガイドライン」の見直し	栃木県、愛知県、鳥取県、福岡県	○事業者が申請手続きの際の来庁・郵送の負担を強いている。また、本県においては提案都県ほど届け出件数が多いが、年々増加傾向にある。(過去3年)平成28年度29件、平成29年度27件、平成30年度35件(H30.8.21現在) ○事業者において、様式のうち裏部分のみを電磁的方法により届出を行い、その他の部分(届出者の自書又は押印部分)や添付資料を認めないというのは、届出者にとってもそれを受理し整理保管する当県にとっても非効率である。当県では、業務の効率化の流れの中、電子申請を推進しているところであり、小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電磁的方法による届出の取組の拡大は有用と考える。 ○当該届出については、全様式を電子データで提出することができず、行政手続オンライン化の原則にも準じていない。事業者はもとより受理を行う職員負担となっているため、全様式を電子データで提出可能なように法整備することが望ましい。 ○「官民データ活用推進基本計画」により、国・地方を通じて行政全体のデジタル化を進めることとしており、添付書類を含めた届出書類の電子化を進めるべきである。 ○本県においても、届出書類および添付書類の量が多いため、関連書類を保管するための場所が必要となっている。電子化により書類の保管に係る経費等の削減が期待できる。(平成29年度実績9件)	小規模施設特定有線一般放送にかかる手続は、個人、法人又は団体の権利義務に直接関わるものであり、放送法施行規則第217条第1項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法について定めた総務省告示第274号第3項の第30号～34号では、申請の本人性・真正性を確認する観点から、龍文のみ押印又は署名した書類の提出を求めている。一方で、現在総務省では、行政手続の電子化について、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日閣議決定)等の政府横断的な取組の中で、小規模施設特定有線一般放送にかかる手続を含む各種放送法の手続について、電子化に向けて検討を進めており、その検討を踏まえ対応する予定。
92	B	地方に対する規制緩和	その他	下水道事業事務の所管部局の一元化に向け、地方公営企業が担うことができる事業の明確化のための法的整備	【現行制度】 地方公営企業は地方公営企業法第2条で定める「事業」を行うこととされているため、下水道局では料金収入の対価として流域下水道サービスを提供する流域下水道事業を営んでいる。地方、公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般については知事が行っている。 【支障】 流域下水道を管理し現場のノウハウを十分蓄積している下水道局が公共下水道の指導・監督を行うことは、知事部局で行っている現状に比べ、より合理的、効率的である。そのためには、下水道局が知事の事務を補助執行する一元化が必要である。 下水道局が知事の事務を補助執行する場合、経営に伴う収入をもって行政事務を行うことは地方公営企業法の趣旨から妥当ではないため、その事務に係る経費等について一般会計から繰り出すための規定の整備が必要である。 【事例】 流域下水道に接続した公共下水道を有する市町村の場合、下水道局と知事部局双方と協議しなければならないため、事務の負担が大きい。	下水道局が知事の事務を補助執行することによって、県の事務の効率化が図られるとともに、より現場の実情に即した公共下水道の指導・監督が可能となる。 市町村が県と協議する場合の窓口が一本化されることになり、事務の負担が軽減される。 人口3万人以上の下水道事業を行う自治体においては、平成31年度までで公営企業会計に移行するよう総務省からの要請がある。公営企業会計の導入に際し、事業を実施するにあたっての組織や執行体制について、自治体が実情に即した選択肢を用意することができる。	地方公営企業法施行令第8条の5、地方公営企業繰出金について(通知)	総務省		埼玉県				地方自治法第153条第1項の規定上、地方公共団体の長から公営企業の管理者に対し事務の委任をすることが可能であることから、当該事務の性質による委任の適、不適を慎重に検討したうえで、公営企業の管理者に知事部局が行う行政事務を執行させることは、現行制度の下でも可能である。 またこの場合の経費負担区分について、「経営の基本に関する事項を定める条例中に、法令の規定に違反しない限りにおいて負担区分に関する事項を定めることは差し支えない」(「公営企業業務提案」806頁)とされていることから、知事部局が行う行政事務の執行に要する経費の負担区分について、地方公営企業法の趣旨を踏まえた上で、条例に定めることにより整理可能と解する。
96	B	地方に対する規制緩和	その他	公金収納における電子マネーの取扱いの明確化	【制度改正の必要性】 電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要となり迅速な支払が可能で、利用者の利便性が高い決済手段である。平成20年の電子マネーによる決済は11億円、決済金額は7,581億円であったが、平成28年には52億円で4.7倍、決済金額は51,436億円で6.8倍と飛躍的に増えている。 また、日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。これらを踏まえ、地方自治体の施設の入場料等においても、電子マネーによる公金収納を推進することが、県民及び外国人旅行者の利便性向上に資するものとなる。 【支障】 地方自治法上、電子マネーの取扱いが収入の方法として定められていないため、導入の妨げとなっている。	小銭支払いについて小銭の取扱いが不要になり、利用者の利便性の向上を図れる。 日本の通貨に慣れない4,000万人の外国人旅行者にとって、電子マネーの利便性が高く、ストレスなく観光できる。	地方自治法第231条の2第6項 地方自治法施行令第157条の2	総務省		埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、福戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都	福島県、群馬県、人間市、船橋市、葛飾市、小牧市、兵庫県、山形県、徳島県、熊本市	○日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。 ○今後、支払い方法のコースが多様化することを踏まえ、法制度上の取扱いを明確化するべきだと考える。	地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証券などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。 電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	< 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの) >		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
109	B 地方に対する規制緩和	その他	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。	旅券法に基づく旅券発給等の事務について、大阪府では、大阪府のバスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。 同事務を市町村にて執行する場合、旅券法第20条第2項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府証紙を用いて徴収しているが、平成30年9月末をもって、同証紙の廃止を予定している。それに伴い、平成30年10月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を旅券発給等の事務と一体的に、事務処理特例制度による市町村への権限移譲事務として執行予定である。 また、旅券発給等を取り扱う市民課・住民課の事務については、現在多くの市町村において、窓口の民間委託を実施しているところ。 しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその取扱が「歳入歳出外現金」となることから、同徴収事務は、地方自治法243条及び同法施行令第158条によると、私人への委託が不可となっている。 (総務省へ確認済) その結果、同徴収事務のみ、民間委託からは除外し、市町村職員が処理、または申請者に市町村指定金融機関において納付した等による対応が必要となり、業務の効率化や住民の利便性の面で課題となっている。 また、国が定める「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、業務改革等の推進として「窓口業務の民間委託の全面展開を進める」としている中で、現在の状況は、窓口委託の促進の妨げとなりにくい。	事務の効率化や住民の利便性の向上等が可能となる。 また、窓口業務の民間委託が促進される。	・地方自治法243条 ・地方自治法施行令第158条 ・旅券法第20条	総務省、外務省	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		-	○当市は申請や受付等の窓口業務を委託しているが、徴収・収納事務は切り離して業務をせざるを得ない状況である。	【総務省】 本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。 なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として支出すべきと考える。 【外務省】 本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。 なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として、支出すべきと考える。 また、旅券法第20条第2項は、都道府県は、条例で定めるところにより都道府県の手数を徴収することができる規定については、旅券法及び旅券法施行令において、旅券の発給等の処分の申請をする者から都道府県が徴収する都道府県の手数の徴収に係る事務及びその処理又はその方法に関して何ら規定を置いていないところ、一部の都道府県において、当該都道府県知事の権限に属する一般旅券に関する事務の一部を、条例による事務処理の特例により、一部又は全部の市町村長に対して事務権限を配分することを前提として、当該市町村が行う事務に関する規定を旅券法令において設けることは、旅券法令の範ちゅうを超えており、困難である。
144	B 地方に対する規制緩和	その他	損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。	県営住宅の使用料について、「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金額を徴収することができる。」(奈良県営住宅条例第38条第2項及び第4項)と定めている。本提案は、公営住宅法第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成28年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。 「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金額」とについては、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)していることから、損害賠償金である。 当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で回収にあたっている。退去者のうち、滞納家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。 なお、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定に伴い、延滞金及び遅延損害金が追加されたところであるが、地方公共団体が給付契約において、損害賠償金もこれらの違約金に付随して発生する蓋然性が高いものであるから同様に規定されるべきと考える。	損害賠償金についても私人に徴収の事務を委託できるようになれば、損害賠償金の回収についても専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一体的に委託することで債権回収を効率化することができる。	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項	総務省	奈良県		いわき市、埼玉県、大阪市、愛媛県	○本県では、県営住宅の家賃に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方、損害賠償金に関しては、委託が行えないため、県が直接、請求を行っている。 また、損害賠償金の未納者に対しては、県が督促、催告しているが、効果的な滞納整理が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどは、家賃も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一体的な債権回収を図ることが効率的である。 ○市営住宅の入居者に賦課される市営住宅及び附帯駐車場にかかる金額は、①使用承認(賃貸借契約)期間における使用料(公営住宅法第16条等に基づいて定めた家賃及び駐車場使用料等)と、②使用承認解除(契約解除)日の翌日から明け渡しするまでの期間における賃料相当額損害金がある。 ①の使用料の収納事務については地方自治法施行令第158条による収納事務委託をしているが、②の損害金の収納事務については法律等定めがなく委託ができない。 そのため、使用料の収納は私人に委託し損害金の収納は本市が直接行っており、同滞納者に対する納付勧告が別々に行われることにより滞納者が混乱したり、本市における事務も非効率なものとなっている。また、弁護士法人等私人への委託により使用料の徴収率は向上しており、損害金についても委託が可能となれば一貫した滞納整理業務の実施により効率化が図られるとともに、徴収率の向上が期待できることから、関係法令の改正を求める。	地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する歳入は、その収入金額が条例又は契約に基づき機械的に算出されるなど各報的に明らかであり、その徴収を私人に委託しても、公金取扱いに關し適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自ら徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであるとして、私人への徴収又は収納の事務を委託することを可能としているもの。「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、地方自治法施行令第158条第1項が改正され、同項第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から第6号までに掲げる歳入に係る遅延損害金について、その徴収又は収納の事務を私人に委託することができることとされたが、これらについても、完全に付随して発生する歳入であり、収入金額は条例又は契約に基づき機械的に算出されるものであるとして、私人への徴収又は収納の事務を委託することが可能とされたもの。 この度の提案は、公営住宅の不法占拠者に対する損害賠償金の徴収事務についての私人への委託であるが、当該賠償金が機械的に算出されるか否かについて国土交通省に確認したところ、損害賠償金に対する考え及び額の決定については、各地方公共団体が定めることとされており、制度的に統一した取扱いとされていないことや、不法占拠者が住居を毀損した場合の損害賠償額については、その程度に応じた額がその都度設定されるものとは言い難く、地方自治法施行令第158条第1項による私人への徴収又は収納の事務の委託の対象とはならないものと考えらる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
156	B 地方に対する 規制緩和	その他	住民基本台帳事務の 住民票の写し等の交 付に係る請求者の規 定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民 票の発行について、別世帯に住 む直系血族の世帯員からの請求 についての規定の明確化を求め る。 また、死亡保険金の相続処理に 関連して、保険会社に対しても通 知の発出等により、マイナンバー の取り扱いを周知することを求め る。	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命 保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死 亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入り の住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、 現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯 ではない直系血族の請求については規定がない。	別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行 うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。 また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が 解消され、公益に資するものとなる。	住民基本台帳法第12 条及び第12条の3、住 民基本台帳事務処理 要領第2-4-(1)- ①-ア- (カ)及び第2 -4-(3)-①-ア	内閣府、個人情報保護 委員会、金融庁、総務 省、財務省	郡山市	【提案①参考資料】住民基 本台帳事務の住民票の写 し等の交付に係る請求者 の規定の明確化.pdf	宮城県、山形 市、白河市、石 巻市、ひたちな か市、高崎市、 所沢市、横川 市、柏市、袖ヶ 浦市、江戸川区、 川崎市、平塚 市、多治見市、 浜松市、春日井 市、牧方市、八 尾市、伊丹市、 徳島市、宇和島 市、北九州市、 戸塚町、宮崎市	○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査し できる限り最小限に抑えていきたい。 ○保険会社の手続き等でなくなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡 者が単独世帯の場合、通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多 く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度におい ては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請 求については規定が無い。取り扱いについて明確化してほしい。 ○保険会社や税務署、労働基準局等に提出する際に死亡者の住民票(単身者)にマイ ナンバー入りを求められることがあるが、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応 答により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。 ○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民 票の交付を行っているが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイ ナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱のルールを定 め、周知することは必要と思われる。 ○当市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支 障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命 保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通 知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求し ないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯 の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については 規定がない。」が、同様が生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求につ いて、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を 招いている。 そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族 の世帯員からの請求についての規定の明確化を求め、死亡保険金の相続処理に 関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知す ることを求める。」といった提案の趣意に賛同します。 ○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は 必要だと考える。 ○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載され た住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等 が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないため に、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。 このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国 連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。 ○同様のケースが他市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自 己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必 要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載でき るように法改正すべきと考える。 ○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。 ○死亡者と同一世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できない ことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のた め、窓口でのトラブルが増えている。	【内閣府】 まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。 【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】 単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別 の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することができ ない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができる のは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。 そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取 引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、 受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。 このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引き続き要 請を行ってきたい。
160	B 地方に対する 規制緩和	その他	指定都市について人 事委員会又は公平委 員会を置くことが出来 るようになるもの。(指 定都市に設置されて いる人事委員会の、 採用試験等に関する 権限を市長部局をは じめ任命権者の権限 とする。)	本市をはじめ大都市では、社会経 済情勢の急激な変化の中、様々 なニーズに対応するため、適切な 人事行政を行う必要がある。(指 定都市に設置されて いる人事委員会の、 採用試験等に関する 権限を市長部局をは じめ任命権者の権限 とする。)	○現行は、各任命権者が必要な人材像等を人事委員会に示し、人事委員会 において採用試験を実施し、採用試験に合格したものを基本的に各任命権者で 採用している(採用待機者を除く)。 ○人事委員会の権限である採用試験に係る計画決定や最終合格者の決定に ついては、常に人事委員会に諮り了承を得ないと行うことができない。各任命権 者では、人事委員会に諮る議案等の準備作業などで人事委員会事務局と調整 が発生し、人事委員会に諮る議案も常に開催できるものではないため、任命権者だけ採 用試験を行えることと比べると、機動的な採用活動を行うことができない。 ○人事委員会規則による委任は可能であるが、本市では一部資格職にとど まっている。 ○採用試験の権限を全部任命権者に委任することについては、総務省の見解 は「法の制度上可能であるが、地方公務員法の主旨を踏まえて、人事委員会と よく話し合い、なぜ全部委任を行うのか説明責任を果たしてほしい」というもので あり、人事委員会からの委任が必要であり、任命権者が主体的に行えるも のではない。 ○社会経済情勢の急激な変化の中、持続可能な大都市経営を実現する必要が あると感じており、そのためには自治体経営そのものに直結する職員の採用を 任命権者が主体的・機動的に実施する事が不可欠である。	任命権者が主体的に職員の採用行えるようになることにより、自治体経営に おいて、経営戦略の一環として、柔軟かつ機動的に人材の確保を行う事が出 来るようになる。	地方公務員法第7条 第1項	総務省	神戸市			指定都市に人事委員会を必ずせず、職員の採用権限を任命権者の権限とするは以下の理 由から適当ではない。 (1)人事委員会は任命権者による任命権の行使を中立的・専門的立場からチェックすることで、任 命権者による任命権の行使が適正に行われることを担保するために設置され、地公法第15条に 規定する。公務員の任用における能力主義の原則を支える重要な役割を担っている。したがって、 政令市において人事委員会を設置しないとした場合、公務員の任用における根本原則が揺らぐ危 険性がある。 (2)現行制度においても採用試験に係る人事委員会の権限を他の機関に委任することが可能(地 公法第8条第3項)となっており、人事委員会と任命権者との円滑な連携は可能である。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
162	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の掘り起こし調査にあたっての固定資産税情報の内部利用	PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実かつ適正に行えるよう、未処理事業者の把握に必要な「掘り起こし調査」の際に、固定資産税情報の内部利用を可能とすること。	PCB特措法では、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理を推進するため、保管事業者等に対して法定期限内の処分・廃棄を義務付けており、都道府県・指定都市・中核市等では、理廃者のマニュアルに基づき、保管・所有している可能性の高い事業者を対象とした「掘り起こし調査」を進めている。 調査票送付先として、昭和52年3月以前に建てられた事業用建物とその所有者のリストを作成するにあたり、同マニュアルでは、法務局・地方法務局又は市町村の固定資産税担当課から、「建物の登記情報」または「登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報」を入力する方法が示されている。しかし、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、所有者の住所情報には、登記簿と同一の情報だけでなく、納税通知書の送付等のために独自に取得した情報が含まれていることから、税法上の守秘義務を理由に提供を受けることができなかった。このため、現在は登記簿を基に作業を進めているが、建物の建築年次の情報が含まれておらず、住居表示や所有者等の登記変更が行われていないケースもあるなど、調査票の送付先の特定を十分に行えず、調査の支障となっている。 指定都市・中核市等は、同じ庁内に固定資産税情報を保有している部署があり、事業所の集積地でもあることから、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。	横浜市では、登記簿の所有者情報と地図情報を突合した結果、調査票送付先を特定できない事例が約4割存在。特定できた事例でも、登記簿上の所有者が当該住所に居住しているとは限らないため、調査票が確実に届かない場合も多々あると考えられる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の促進に関する特別措置法	総務省、環境省	横浜市	支障事例等の詳細は「別紙1」とおり	旭川市、青森県、八戸市、仙台市、いわき市、さいたま市、千葉県、船橋市、相模市、神奈川県、山梨県、静岡県、浜松市、京都市、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、松山市、福岡県、北九州市、宮崎市	<p>○掘り起こし調査(安定器)の調査データとして、家屋課税台帳における登記情報と法務局から提供を受けた登記簿を突合せすることで調査データを確定させる予定だが、所有者の登記変更が行われていないこと等により、一定数の未達が発生すると想定している。未達についてはWEB検索や現場確認等により追跡を行う予定ではあるが、それでも追跡不能となる物件が発生することが見込まれる。家屋課税台帳を管理している部署では、最新の納税者情報を把握していることもあり、そういったデータを利用できるよう規定を設けていただきたい。</p> <p>○本市では、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、取得できた情報は登記簿と同一の情報に限られ、地方税法の守秘義務規定により、税務部が調査により知り得た情報(現況の建物所有者又は納税管理人の氏名・住所・電話番号)は取得できなかった。従って、登記簿情報をもとに調査票を送付する計画であるが、住所変更登記、相模登記をしていない場合、遺産・清算により実質的に法人が存在しない場合等には、処分期間が未定となってしまう。税担当課からはこのようなケースは少なくないという思いがある。また、未達分については、フォローアップ調査のため、現況の建物所有者を独自に調査する必要があるが、建物所有者の調査には相当の事務量が発生し、円滑な掘り起こし調査の支障となると考えている。よって、掘り起こし調査の効率的な実施のため、空家等対策の推進に関する特別措置法の事例のように、固定資産税台帳に記録されている情報のうち、登記簿に記録されずおらず税務部局が調査により知り得た情報についても提供を受けることができるよう、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。</p> <p>○登記簿だけでは調査票送付先の特定ができず、業務委託等による情報の補充が必要となるため費用と時間がかかる。また、業務委託による情報補充では、固定資産税情報に比べて送付先としての精度が低い非効率な調査となってしまう。</p> <p>○県では、PCB使用安定器に係る平成31年度の掘り起こし調査の実施に向け、現在、環境省のマニュアルに基づき、建物の登記簿を取得し、対象建物の特定作業を進めているところであるが、住居表示や所有者等の変更登記が行われておらず、また、賃貸借や相模登記により管理会社が登記簿上の所有者となるケースが多数あるものも想定され、処分期間が残り5年と迫る中、調査を効率的かつ確実に実施するためには、調査票が建物の現所有者・管理者に届くことが必須であるが、調査票が送達されない場合は、調査票の送付先の特定に係る作業を別途行わなければならない。調査の支障となることが想定される。このため、指定都市、中核市等における固定資産税情報の内部利用に係る措置は早急に行われたい。都道府県においても各市町村の調査に活用できるように、所定の措置を講じていただきたい。なお、調査の効率的かつ確実な実施は全国共通の課題であり、都道府県・指定都市・中核市にかかわらず、固定資産税情報の利用が最も有効な方法である。</p>	<p>【総務省回答】</p> <p>○まず、環境省において、PCB特措法に固定資産税台帳情報の内部利用を可能とする規定を設ける必要性について検討すべきもの。</p> <p>【環境省回答】</p> <p>○PCB廃棄物・使用製品である安定器の掘り起こし調査については、環境省より、平成29年10月17日にマニュアルを改訂・発出しており、調査に当たっては、登記簿と同一の内容が登録されている固定資産税台帳(家屋課税台帳)、登記簿(不動産登記簿のうち建物登記簿)、総務省計局「経済センサス基礎調査結果」、情報通信会社が提供する事業者情報等の複数の情報源を活用することが示されています。</p> <p>○これら各情報源の入手法については、総務省とも協議の上、取得が可能である旨を平成29年10月17日付付通知「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第4版)」について「環境調査第17101728号、環境調査第1710171号」において各都道府県等に周知しています。</p>
178	B 地方に対する規制緩和	その他	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票管理者及びその職務代理者の選任条件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に改めるよう改正されたい。	投票管理者は投票所の最高責任者として投票事務を適正に処理する責務があり、投票事務や選挙制度に関する十分な知識が必要であるが、「当該選挙の選挙権を有する者」に限定されていることで、地方選挙において適格な人材の確保が困難となっている。また、希望者を募る期間が限られていることや事前研修への参加が必須であること、さらに公平公正な選挙の観点から民間の者を選任することは困難であり、実態として自治体職員が務めることが多い。 (各団体の支障事例) 【八尾市】投票管理者及び職務代理者は、投票事務や選挙制度に関する十分な知識を有している必要があることから、職員を選任しているが、近年市外に居住する職員が増加しており、特に市の選挙において選任に苦慮している。 また、他の団体では、心づかず自治会長等を投票管理者に選任し、自治体職員を職務代理者として充てて投票管理者を補佐する場面があるという。このため、町長及び町議会議員選挙では、自治会が候補者の後援活動等を行うことも珍しくないため、選任を誤れば選挙の公正性を損なうことが恐れられる。なお、事前に投票事務に関する講習等を行っても、投票所の最終責任者として短期間で育成することは困難である。	地方選挙において、都道府県の選挙では他の都道府県に住所を有する者、市町村の選挙では他市町村に住所を有する者を選任できるようになり、選挙管理委員会の事務負担軽減につながる。	公職選挙法第37条第2項、第48条の2第2項、公職選挙法施行令第24条	総務省	兵庫県、京都府、京都市、大阪市、八尾市、堺市、宇治市、播磨町、和歌山県、兵庫県、千早赤阪村、明あわじ市、生駒市、出雲市、倉敷市、高松市、新羽浜市、北九州市、筑紫野市、宮若市、戸屋町、熊本市、八代市、宮崎市	<p>○本市では、投票に関する事務の責任者である投票管理者等について、その職務の重要性及び専門性を考慮し、市職員を選任している。選挙に関する事務を委嘱された場合に忠実にそれを実行することが義務付けられている(公職選挙法第273条)市職員には、選挙事務に関する経験やノウハウの豊富な資格があり、投票事務の適正かつ公平な管理執行のためには、投票管理者等にも市職員を選任することが適当であるといえる。</p> <p>しかしながら、投票管理者等を選任するにあたっては、本市には86か所の投票所があり、その人員確保に苦慮している。とりわけ、現行法令のとでは、市長及び市議会議員の選挙において、投票管理者等に市内在住の職員を選任する必要があるが、選挙の都度、200名近くを確保することは容易ではなく、結果として特定の職員への選任の固定化及び負担の増大を招いている。</p> <p>一方、期日前投票においては適任者確保の観点から、投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」とされているところであるが、このことよって、投票期日当日の投票と比較して、期日前投票において選挙事務執行上、特別の支障が生じているとは言えず、また、適任者確保の観点から期日前投票のみに必要なものではない。</p> <p>投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」と緩和することは、より広い視点で適任者を確保することにもつながり、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。また、平成31年には統一地方選挙を控え、本市でも市議会議員選挙執行が予定されていることから、提案内容の早期実現を求める。</p> <p>なお、本提案内容については、平成28年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国174の市と特別区が加入)より、総務大臣等に要望している。</p> <p>○本県においても、管理者に充当する市町職員の確保に苦慮している。(特に投票日と動員を要するイベントが重なった場合など)</p> <p>○本市では市職員が元職員を投票管理者に選任しているが、近年市外在住の職員が増加し、市長選挙及び市議会議員選挙の投票管理者の選任について苦慮しているところである。</p> <p>投票管理者は一定水準以上の選挙関係知識が求められる。もし地域役員に依頼する場合、説明会を設定しないと、投票所の管理についての法と実務面の知識を持たないまま管理者をしてもらうことになり、何らかのトラブルが生じる可能性がある。法定により期日前投票の投票管理者の資格は「選挙権を有する者」とされたので、同様当日の投票管理者の資格変更を切望する。</p>	投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法第37条第2項において、「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者」と規定されている。これは、投票管理者は、選挙人の公益の代表として当該投票区の投票事務を管理執行するものであるという趣旨から「当該選挙の選挙権を有する者の中から選任されるもの」とされているが、総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。		

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
179	B 地方に対する 規制緩和	その他	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通投票所と同様に投票区の設定を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。	投票立会人は、公職選挙法第38条第1項に基づき、各選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選任することとされており、各市町選挙管理委員会においては、広く公募を行ったり、自治会に推薦を依頼するなど工夫を凝らして、円滑に選任できるように努めているところから、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」と限定されていることから、一部の投票区に応募が集中した場合に、必要な投票立会人の総数に達していなくても、定数を超過した投票区では選任できない者が発生する一方で、定数に満たない投票区では不足した人員を自治会に推薦依頼する必要があるとしている。例えば、平成28年参議院議員通常選挙では、選挙区全体で最低限26名の投票立会人が必要となる。公募には25名が応募したが、一部の投票区に応募が集中したために地選によりこのうち8名を落選させ、一方で9名の推薦を自治会に対して依頼する事態となった。投票立会人の職務内容は、選挙の現場に立会い、適切に執行されているかどうかを監視することであり、必ずしも「各投票区における選挙人名簿に登録された者」である理由は乏しく、現に期日前投票所や共通投票所では「選挙権を有する者」とされている。特に、衆議院議員総選挙など急を要する場合には、投票立会人の確保が困難となり、投票所設置の支障になっている。	円滑かつ効率的に選挙準備を進めることができ、重要な事務に活動資源を投入できるため、適切な選挙執行に資する。	公職選挙法第38条第1項	総務省	兵庫県、京都府、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会		宮城県、八王子市、青森市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山梨県、草津市、生駒市、出雲市、倉敷市、高松市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋町、熊本市、八代市、香南市	○本市内には85か所の投票所があるが、その全てにおいて、各投票区の選挙人名簿に登録された者から2名以上、市全体で300名程度の投票立会人を選任する必要があり、選挙の都度、選挙に関する啓発、周知等を実施する関連団体等と連携して、各投票区における地域事情等を考慮しながらその人選を行っている。ところが、市町村の選挙管理委員会が必要に応じて設けることができる投票区は、地域の実情等に合わせて規模が大きく異なり、本市でも有権者数10,000を超える投票区から200を切る投票区まであるが、現行法令のもとではどの投票区においても同一基準(選挙人名簿に登録された者)で選任する必要があるため、とりわけ有権者数の少ない投票区においては選任者不足により、どの選挙においても同一人物を投票立会人に選任せざるを得ない場合が多く、選挙の公平性確保の観点からも憂慮すべき事態となっている。一方で、期日前投票における投票立会人については、人員確保の観点から「選挙権を有する者」から選任するとして要件緩和する等の措置が講じられているが、選挙期日当日の投票立会人についても人員確保は重要な課題であり、期日前投票と同様に「選挙権を有する者」から選任した場合にも、投票立会人の職務に影響を及ぼす積弊的な理由は認められず、現に投票区にかかわらず多くの選挙人が投票する期日前投票の実績からも、選挙の公平性を確保することに特段の支障はない。投票立会人の資格要件を緩和することは、公募等により投票区外等から広く適任者を確保することも可能とし、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。なお、本提案内容については、平成25年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国774の市と特別区が加入)より、総務大臣等に要望している。○本市は山間部を有し、この地区においては、過疎化が進み有権者数が極少の投票区がいくつもある。そして、当該投票区は高齢化率が高く、投票立会人の選任に苦慮している。○本市では、選挙当日の投票立会人の人選を、原則として町会・自治会に依頼しているが、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人の選任に支障をきたすことがある。○本市においても提案団体と同様、各投票区における投票立会人の選任の要件が「各投票区における選挙人名簿に登録された者」と規定されていることから、投票立会人を円滑に確保することが困難となっている。このため、本人の承諾を必要とする選挙管理委員会での選任までに時間を要する場合があります。結果として選挙関連の資料作成等、他の選挙関係事務の遅れにも繋がりが、特に選挙期間の短い衆議院議員総選挙においては大きな支障となっている。○本市においてはほとんどの選挙区で選挙管理委員会から投票立会人を選任しているが、人数的な余裕はなく、選任する推進委員がいる場合、同じ投票区の選挙人名簿に登録されている選挙人を代わり紹介してもらっている状態である。そのため要件緩和により効率的に投票立会人の選任が行えるようになることとする。○人口の前期高齢化率や高齢者の増加等により、選任可能な人材が著しく減少している投票区が多く、選挙執行自体に影響を与えかねない状況となっている。選任の幅を拡げ安定的な選挙執行を行う上で、投票立会人の選任要件を緩和することは必要であると考え。○ただし、投票立会人の資質として「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事に適し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するにも適当な立場にある者」が求められるとされており、このことを鑑み、選任要件の緩和と並行し、投票区についても社会情勢にあわせて見直しを図ることが必要と考え。	公職選挙法第38条第1項では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されている。このことに関しては、昭和31年6月9日東京高裁判決でも、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に適し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するにも最も適当な立場にある者」であるとの考えが示されている。投票立会人については、基本的にこの考えに基づきべきものとするが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。
183	B 地方に対する 規制緩和	その他	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例の一部名義人が認可地縁団体の場合を追加	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と所在が不明である構成員との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	地方自治法第260条の38に規定される認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例は、その適用される不動産として「認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(中略)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの」とされている。当該制度の導入以前に、町内の認可地縁団体の構成員から認可団体へ所有権移転登記をしようとしたところ、一部構成員の所在が不明であったことから、やむを得ず所在が判明している構成員分の持分のみを認可団体に移転し、不明者との共有名義で登記した土地があった。制度導入後、当該不動産について改めて団体から特例の申請があり、変更としては当該認可地縁団体が占有している土地ではあったが、「所有権の登記名義人の全てが構成員又はかつて構成員であつた者であるもの」という要件を満たせるか不明であったため、総務省に問い合わせたところ、「法人と自然人の共有名義となっている不動産に特例を適用することはできない」との回答があり、承認ができなかった。しかし、制度導入以前に認可地縁団体となっていたという理由のみで本特例が適用できないことは、認可地縁団体制度の活用を促すという特例制度の趣旨に沿ったものではなく、また、多大な手続を要する所有者不明土地問題の解消にも逆行するものである。	所在不明の構成員又はその相続人全てに対する認可地縁団体の調査労力・費用が不要となるとともに、当該不動産の名義が当該団体に一元化されることにより、売買・賃借・担保価値の選択が可能となるため、当該団体の保有資産が増え、健全運営に寄与する。	地方自治法第260条の38、第260条の39	総務省	兵庫県、京都府、大阪府、堺市、稲美町、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、兵庫県町村会		宇和島市、福島県、川崎市、山梨県、南九州市、八尾市	○本市においても認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度を用いるに当たり、提案団体が示す支障事例同様、「法人と自然人の共有名義となっている不動産に対する特例制度の申請が、認可地縁団体から争う可能性がある」としている。○本市においてはほとんどの選挙区で選挙管理委員会から投票立会人を選任しているが、人数的な余裕はなく、選任する推進委員がいる場合、同じ投票区の選挙人名簿に登録されている選挙人を代わり紹介してもらっている状態である。そのため要件緩和により効率的に投票立会人の選任が行えるようになることとする。○人口の前期高齢化率や高齢者の増加等により、選任可能な人材が著しく減少している投票区が多く、選挙執行自体に影響を与えかねない状況となっている。選任の幅を拡げ安定的な選挙執行を行う上で、投票立会人の選任要件を緩和することは必要であると考え。○ただし、投票立会人の資質として「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事に適し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するにも適当な立場にある者」が求められるとされており、このことを鑑み、選任要件の緩和と並行し、投票区についても社会情勢にあわせて見直しを図ることが必要と考え。	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例の申請ができるのは、地方自治法第260条の38第1項において「認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの」とされている。当該提案について、どのような対応が可能か検討したい。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
191	B 地方に対する規制緩和	その他	独自利用事務における個人情報照会の手続き	独自利用事務の地方税関係情報を情報照会する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」という。)第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と「虚言又は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務」(以下「準ずる法定事務」という。)が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とする。	【支障事例】本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。 【前理】助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報の照会において本人同意は不要である。また、助成事務と児童手当に関する事務については申請手続を同時に行っている。 【具体的内容】児童手当に関する事務は本人同意が不要であるにも関わらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の申請者以外の方(以下「配偶者等」という。)の地方税関係情報の照会にあたっては、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を送付又は再度窓口へ提出することとなり、申請者に負担が生じる。さらに、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同様に郵送又は窓口へ本人同意書を提出することになる。 【懸念事項】地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。 【懸念事項の解消策】本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を固く確認し、承認したものに限ることとする。	規則第2条第4項第1号において、独自利用事務の地方税関係情報の情報照会についてはすべて本人同意が必要となっている。このことについて、独自利用事務が準ずる法定事務において本人同意不要である場合は、当該独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則改正を行うことで市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	八王子市		苦小牧市、船橋市、福井市、山梨市、沼津市、大牟田市、筑後市、熊本市	○当市でも、「子どもの医療費助成に関する事務」を独自利用事務としているが、提案記載内容と同じ支障をきたしている。 ○当市の独自利用事務は、「子どもの医療費助成に関する事務」の他にも「重度心身障害者等の医療費助成に関する事務」とひとり親等の医療費助成に関する事務と「児童扶養手当の支給に関する事務」としてあり、いずれも地方税関係情報の照会において本人同意は不要。 ○独自利用事務の情報連携においての同意は、年度毎に、地方税関係情報が必要となる者すべてへの同意をとる必要があり、同意する者が自ら署名をすることとされている。毎年行う年度更新時には、各制度の受給者本人のみならず扶養義務者等の同意も得る必要があるため、同意書の書類を郵送し提出していただくこととしている。 ○市民負担軽減のために独自利用事務としたが、市民は同意書を作成し提出する手間が生じ、行政者の事務も煩雑になっている。 ○当市では、独自利用事務に「ひとり親家庭等医療費助成事務」、それに準ずる法定事務に「児童扶養手当」があり、提案と同様の支障がある。規則の改正により、申請者のみならず、事務担当者の負担軽減も図られる。 ○当市においては、外国人生活保護事務をはじめ、14事務において特定個人情報の独自利用を実施している。 ○独自利用事務のみならず、一部の番号法定事務であっても、地方税情報の本人同意を求める運用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第1条にある「行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の軽減を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるよう」に「虚言に反するもの」と思われる。 ○当市の独自利用事務である、重度障害者医療費助成に関する事務の資格認定において、申請者以外の同居家族の地方税関係情報の照会が必要な場合がある。その場合、申請者以外の同居家族の同意書の提出がなければ資格認定ができない。そのため、自筆の同意書を揃えて、窓口へ申請(再度来庁)しなければならず、申請者側に負担が生じている。 また、申請が資格認定発生日(例えば、転入日)の翌月となるなど月をまたいだ場合、資格認定の時期が遅くなるため申請者に不利益が生じる。 従って、重度障害者医療費助成事務に準ずる法定事務である「特別児童扶養手当の支給に関する法律」による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」と同様、本人同意な地方税関係情報の照会ができるよう求める。	【内閣府】まずは、独自利用事務を所管する個人情報保護委員会及び地方税関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。 【個人情報保護委員会、総務省】○地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。 ○地方税関係情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税関係情報の提供を行うことが許容されている。 ①地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されており、かつ他の官公署への情報提供請求権が当該法令に規定されている場合 ②地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合 ○これを踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限って可能とされている。 ○この点、独自利用事務は、法定事務の根拠法令の趣旨目的、法定事務の内容に準ずる事務であり、当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって本人の同意を得ることとしており、その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に規定している。 ○なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体に示している。
192	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーにおけるお知らせ通知の範囲拡大	お知らせ通知については、国において子育てに関する14の事務で実施することを可能としている。それらの事務以外の事務のうち、お知らせ通知を行うことで市民サービスの向上、行政事務の効率化が図られるものについて、お知らせ通知を行えるようにする。	【支障事例】「児童手当の支給日に係る通知」、ひとり親支援制度における「家庭教育派遣支援や体験学習・学習支援」に係るお知らせ」は、国が示すお知らせ通知を行える事務に含まれていないため、お知らせ通知を行うことができない。 【懸念事項】社会保険・税・防災に該当しない事務については、マイナンバーを取り扱えないため、お知らせ通知を実施できない。 【懸念事項の解消策】現在のマイナンバー(符号含む。)を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。	お知らせ通知を行える事務(14事務)以外の事務のうち、市民へ通知等を郵送している事務について、お知らせ通知を可能とすることで、さらなる市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。	「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平成26年12月21日付府子来006号通知)	内閣府、総務省	八王子市		石岡市、三条市、静岡県、沼津市、宮崎県	○官民データ活用推進基本法第10条(行政手続に係るオンライン利用の原則化、民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進)、「IT新戦略の策定に向けた基本方針」(平成24年12月12日IT本部「官民データ活用推進戦略会議決定」)や、「デジタル・ガバナンス実行計画」(平成30年1月16日e-Gov閣議決定)に基づき、業務改革(90%)の徹底とデジタル化の推進により利用者中心の行政サービスを実現する必要性を国において記載されており、現在、内閣官房において「デジタルファースト法案」の検討を行なっており、オンライン化の徹底及び送付書類の撤廃について取組を進めていることと認識している。 ○マイナンバーを活用したオンライン申請・お知らせ機能は、これまで各団体で準備する電子申請機能に比べ、現在国等で構築した情報連携のインフラを最大限活用することで各団体にとって安価にオンライン化実現の可能性がある。 こうしたことを踏まえ、住民オンライン申請窓口の一元化や国・市町村を通じた行政事務の効率化・コスト削減に繋がるようなマイナンバーを活用したオンライン申請・お知らせ機能のさらなる充実に期待することである。 ○当市では、びったりサービス(ワンストップサービス)を利用して、子育て15手続以外の「職員採用試験の受験申込」や「マラソン大会の参加申込」等の電子申請受付を実施しているが、これらの手続の中には通知書等を返送する必要があるものもあるため、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みの構築を求める。 また、お知らせ通知を行うためには、「事前の同意を取ること」とされており、毎年の同一事務のお知らせ通知であっても、通知の都度、事前同意を取る必要があるが、住民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、同一事務の場合は省略できる等の緩和を求める。	【内閣府】○マイナンバーにおける「お知らせ機能」については、子育てに関する手続に限らず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号、以下「番号利用法」という。)及び条例に基づく個人番号利用事務で利用可能であり、御指摘の「児童手当の支給日に係る通知」についても、当該機能により通知することが可能となっているところ。また、番号利用法第9条第1項の事務(いわゆる法定事務)には該当しない事務であっても、同条第2項の事務(いわゆる独自利用事務)に該当するものであれば、個人番号利用事務としてマイナンバーにおける「お知らせ機能」を利用することが可能である。 ○なお、マイナンバーは、民間事業者のサービス(日本郵政のMyPost)と連携しており、各地方公共団体において番号利用事業者と契約した上で、利用者の方に登録していただければ、MyPostで受領した個人番号利用事務以外の事務に関するお知らせについて、マイナンバー上の「お知らせ機能」と同様を確認することが可能となっている。 【総務省】マイナンバーの運用に関するものであり、当省の所管事務に係る提案ではないため、本件について特段の意見を述べない立場にない。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
199	B 地方に対する規制緩和	その他	随意契約ができる金額の見直し	随意契約によることのできる予定価格について、契約の種類が「工事又は製造の請負」である場合の上限金額を引き上げる規制緩和	地方自治法施行令第一六七条の二第一項第一号別表第五において随意契約ができる予定価格が規定されている。特に「工事又は製造の請負」に関しては建設資材の高騰や重資五輪需要に伴う人員不足により契約価格が上昇傾向にあるものの基準額が見直されていない。公共施設の老朽化で修繕業務が増加傾向にあることに加え、末年には消費税増税が予定されていることを考慮すると、従前どおりの基準額のままであれば、競争入札による修繕工事が確実に増加する。発注者である地方公共団体にとって、随意契約は1〜2日程度の事務で済むところ、競争入札となると設計期間から契約事務まで最長でも約1月を要し、事務量が增加する。また、受注者側にとっても、競争入札による工事が増加すれば、競争入札に係る事務負担が生じ、受注意欲の低下につながる可能性がある。スムーズに手続きができる随意契約は受注者側にもメリットがある。基準額が定められた理由が「金額の少額な契約について競争入札で行うことは、事務量がたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから」ということを考えれば、消費税増税等のタイミングに、情勢に合わせた見直しが必要と思われる。	地方公共団体における事務量の負担が軽減される。また、比較的少額な修繕工事を請け負う地元企業との継続的な契約に資する。	地方自治法施行令第一六七条の二 別表第五	総務省	倉敷市		品川区、海老名市、石川県、刈谷市、大阪府、出雲市、廿日市市	○本県においても、同様の支障が生じる恐れがある。 【参考】平成29年度本県土木部の(地方自治法施行令167条の2第1項第1号における)随意契約発注案件について、消費税を10%と仮定すると、8%に比べて、工事6件、委託52件合計117件が指名競争入札対象案件となり、事務量が増加する恐れがある。 ○提案内容は、事務量の軽減が図れる。消費税増税による入札案件の増加の懸念がある。入札不調の増加傾向がある。本市も、公共施設の修繕時期を迎えている。大規模修繕工事の発注前に設備等の修繕が必要になっている施設もあることから、提案内容は、大きな効果がある。 ○消費税増税や、労務費、物価上昇により、実際に施行可能な工事規模が年々縮小されている。昭和57年制定時から基準額の見直しは行われておらず、情勢に合わせた見直しが必要である。	地方公共団体の契約は、機会均等、公正性、経済性の観点から、地方自治法第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札が原則とされている。ただし、予定価格の少額な契約については競争入札を行うことにより、地方公共団体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、同項及び地方自治法施行令167条の2第1項第1号の規定により、その予定価格が、同令別表第5で定める契約の種類に応じ一定の額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約については、例外的に、随意契約によることが可能とされている。 同表で定める契約の種類及び金額は、国の随意契約の要件や地方公共団体の財政規模等を勘案して定められていることから、国の随意契約の要件との均衡を図る必要があるもの。今後、国における随意契約の要件の見直しの動向を注視してまいりたい。
200	B 地方に対する規制緩和	その他	電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和	地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法第231条に基づき、証紙(使用料及び手数料に限る)、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)によることとされている。いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による収納については法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する。	電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要であり、利便性が高い決済手段である。地方公共団体においても、住民の利便性向上の観点から、公金の収納を電子マネーを利用しているが、地方自治法及び同法施行令に電子マネーを利用した収納については明文の規定がないため、導入ができない。特に、美術館等の各種施設料金や手数料及びの支払い手段として有効であり、実際に住民からも電子マネーの利用の可否について問い合わせもあるところである。 また、地方公共団体の財務制度に関する研究会が平成27年12月に公表した「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」において、収入方法の多様化の一環として、地方公共団体においても電子マネーによる収入方法を可能とすべき旨が述べられており、早急に措置すべきと考えられる。	制度が明確になることで、地方公共団体におけるキャッシュレスに向けた取組が促進され、その結果、支払手段が拡大することにより、住民等の利便性向上に資する。	地方自治法第231条の2	総務省	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、取手市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県	福島県、市川市、船橋市、亀田市、兵庫県、山形県、徳島県、熊本県	○日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。	地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証券などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。	
203	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅法第34条に規定されている収入調査手法の拡大	収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大すること。	本市では、収入申告を行わない入居者に対しては、申告を行うよう丁寧な連絡・催告を行っているところであるが、中には再三連絡・催告を行ったにも関わらず、収入状況申告を怠り、公営住宅法上の規定により近傍同種家賃を以て家賃を決定せざるを得ない者もいる。また、その中にはか月に家賃を滞納し、明渡請求を経て退去に至る者もおり、そうした者には家賃を滞納した状態でも滞居するケースもある。このようなケースにおいては、転居先が判明していても、第34条の規定による調査が行えないため、現在の収入状況が把握できない。滞納整理を進めるに当たり、退去後の調査等に係る費用(家賃や民事執行に係る手続)と滞納整理による回収額の目的が立たないことから、費用対効果の見通しが立たず、滞納整理業務の効率的な遂行に支障を来している。	調査結果に基づき、当該債権を徴収するか放棄するかが分類でき、相手方の生活状況に合った債権管理業務が執行できる。このことで滞納額の圧縮が見込め、債権が適正に管理されると同時に、生活困窮者には生活再建のために必要な措置を講じることが可能となる。また、新たな法的措置を講ずることで、自治体は法的措置に係る費用を効果的に執行でき、かつ業務効率化を図ることができる。	公営住宅法第34条	総務省、国土交通省	掛川市、島田市、藤枝市、伊豆市、菊川市、秋之原市	いわき市、静岡市	○本市においても、退去後に滞納がある事案について、収入申告が未提出の者について、現在の収入状況を把握できない状況である。また、収入申告が未提出の者は就労先等も不明であるため、債権差押の手続き等、滞納整理業務において支障が生じている。収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大することができれば、債権回収率向上に資することができる。 ○本市においても、家賃を滞納し退去後滞居するケースがある。市営住宅入居者については低所得者向けの住宅となっていることから債権回収の見直しを立てるためにも収入状況の把握が必要となる。 ○本市においては、公営住宅法第34条の適用範囲について明確な基準が示されておらず、提案と同様の支障が生じており、退去者についても調査権限が生じれば、徴収業務として有益であると考えられる。 ○本市においても、滞納された住宅家賃の回収に苦慮しており、仮に本提案のとおり、債権回収業務においても課税台帳等を参照することができれば、より効果的・効率的な滞納整理を行うことができると考えられる。 ○公営住宅法において、入居者に対する収入状況の報告の請求等の定めがあるが、退去滞納者に対する調査権までは明記されていない。公営住宅における退去滞納者に対する債権回収は、懸念事項であり、その債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。	○公営住宅法(以下「法」という。)は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律であるため、家賃は入居者の収入に応じて決定することとともに、入居者の事情に応じた家賃・敷金の減免措置や高額所得者に対する明確な請求等の規定を整備していることである。 ○これらの規定を適正に運用するためには入居者の収入を把握する必要があるため、入居者の収入を毎年度事業主体に申告させることとしているが、入居者からの収入申告に全てを委ねることは虚偽の申告を誘発するおそれがある。そのため、事業主体が収入申告の真偽を調査する手立でを整備することで収入申告の正確性を担保することとしたのが法第34条の趣旨である。 ○このような法第34条の趣旨を踏まえると、同条の規定による収入調査の対象は、「低額所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与」という法の目的の下に整備された規定の運用に必要な範囲に限るべきであり、法の目的と無関係な滞納整理業務の効率化という観点から法第34条の規定による収入調査の範囲を拡大することは困難である。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
290	B	地方に対する規制緩和	その他	住民が負担を感じることのない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討	<p>【制度改正の経緯】 マイナンバーカードの交付事務については法定委託事務となっており、全国の市区町村が実施している。 マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要すが、本人が疾病や障害等により来庁できない場合に認められている代理人への交付手続が実情に即していない。 【支障事例】 現行、入籍等や心を得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しいすることが出来ない。 マイナンバー制度の普及・促進にはマイナンバーカードの交付は必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要があり。</p>	<p>市区町村の事務の効率化(作業負担の軽減)に資する。 これまで交付が困難であった住民に対しカードの交付が可能となり、住民の利便性向上に寄与する。 ○交付時来庁方式において本人限定受取郵便を可能とする方法による効果 郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証での本人確認を行ったうえで、本人への手渡しが可能となる。 ○郵便局(郵便局員)でも行うことができる方式策定による効果 市区町村担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、点ではなく面(エリア)をカバーすることができ、住民負担の軽減に繋がる。 (暗証番号の入力は従前どおり市区町村担当窓口が行い、顔認証システム等によるカードの写真と申請者との同一性の確認と交付を郵便局員が行う。)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第3-2-(1)ウ(ウ)</p>	<p>内閣府、総務省</p>	<p>大村市</p>	<p>ひたちなか市、 横浜市、柏市、 川崎市、三安市、 多治見市、 八尾市、徳島市、 宇和島市、 北九州市、筑後市、 芦屋町、鳥取市</p>	<p>○個人番号カードの交付については、施設入所や入院中により、高齢者本人の代理で親族(子)が来るとケースが多い。 この際、本人は来庁不能、委任状を書くことができない等の状況があり、交付トラブルが発生している。 ○卒業中等で心を得ず来庁できない申請者の中には顔写真身分証明書を所持していない人もいるため、本人限定受取郵便での交付が可能な状況がある。また、市町村職員が向向本人確認して暗証番号を設定後暗証書の提出を受ければ本人限定受取郵便での発送が可能になっているが、承認は職員の出張が大きい(代理人にも出張を求めらなければならない)ため担当の負担が大きい。 ○顔写真交付の本人確認書類を所持しておらず、本人の来庁が入院により困難な場合は、職員が出向き本人確認を行っている。しかし、公庫等の都合等で訪問日時調整が必要となり、住民の希望に添えない場合がある。本人確認が本人限定受取郵便でも可能となるのであれば、住民の利便性向上に寄与し、市町村の事務の効率化に資する。 ○代理人交付の場合、申請者本人・代理人とも写真付き本人確認書類が最低1点は必要であり、さらに申請者の出席が困難であること証明書類が必要である。 個人番号カードの取得について、高齢者や未成年者の場合で写真付き本人確認書類が無い方の必要性が高いにも関わらず、交付することが困難なのは、カード交付促進につながる良い点と思われたい。また、交付方法について検討する必要もあるのではないか。 ○今後、マイナンバーカード等のネット申請など用途が広がっていくことを鑑み、来庁が難しい方がマイナンバーカードの取得を希望するケースも増えていくと考えられる。したがって、調査事業委任状のほか、本人確認書類を複数用意した上で、対応できるように取組む必要がある。 ○また、当面においてもマイナンバーカード交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「現行、入籍等や心を得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しいことが出来ない。」と同様に生じたり、市民の方から、「マイナンバーカードの受取がしたいのにできない。」といった苦情を受ける。」といった事例も出てきている。 そのほか、①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カード本人限定受取郵便にて発送することが可能とする。②本人が病気や心を得ず来庁できない場合、代理人のカード受け取りが可能であるが、左記のとおり、写真付きの身分証がない場合、交付が出来ない。マイナンバーカードを申請する市民は、選挙権行使の身分証の取得が目的ではない。 ○企業訪問により、施設経由申請で申請を受け付けたものの、申請者が顔写真身分証明書を所持していなかったため、来庁して受取りをお願いした事例があった。 ○そもそも顔写真の証明書類がないため、個人番号カードを申請しているにもかかわらず、その身分証明書を求めることはおかしいのではないかとのご意見もいただくことも多くお聞きしている。病院等に職員が出向き、交付するなどの対応することも可能とはなっているが、病院等が遠方等にあることも多くあり、必ずしも実現できず、個々の状況により、交付できないことも考えられる。これらに対応するため新しい仕組みづくりが必要と考える。 ○本市においても、マイナンバーカードを所持しないと考えられる市民が、疾病や障害等により来庁することが困難な場合、カード交付を希望する市民が、疾病や障害等により来庁できない場合は、申請者の代理人が必要書類を持参した上で、マイナンバーカードの交付を行っているが、申請者の顔写真交付の公的身分証明書類がない場合は、交付ができない。市町村としても普及・促進を目指すため入院先等へ出向き本人確認した上で交付を行っているが、代理人交付に受け付けられない身分証明書類の取得が困難な状況がある。 ②マイナンバーカードの交付を市区町村のみで行っている。交付場所の拡大は、住民サービスの利便性向上が図られると期待される。新たな交付方法を検討する必要があると考える。 ○入籍等や心を得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合は交付できない。ただし、本人や代理人が要すれば、直接自宅や入院先、施設等へ職員が赴き、カードの写真と本人の同一性を確認する必要がある。事務負担が大きいため、住民の負担も大きい。 マイナンバー制度の普及促進のため、本人限定受取郵便の活用や郵便局員による本人確認などの、マイナンバーカード交付における本人確認等の新たな方法を検討したい。</p>		
292	B	地方に対する規制緩和	その他	指定管理者制度の対象となる「公の施設」の拡大	<p>地方自治法第244条の2に規定される指定管理者制度は、その導入対象を「公の施設」と限定している。当該施設は同法第244条において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されていることから、学校給食センターや産業物産館等に適用することができない。 本市では行政改革の一環として指定管理者制度を含めた民間活力の導入を積極的に進めており、指定管理者制度を活用するメリットとしては、委託する業務を限定し仕様を定める必要がないため、民間事業者の創意工夫により、仕様書に定められた業務以上のサービス提供やノウハウを活かした施設運営が期待できる点であると認識している。この点、学校給食センター等において市民サービスの向上、財政コストの低減が期待できる。さらに、本市では市清掃工場と隣接する市総合水泳場を有しており、清掃工場からの熱や蒸気を利用した施設運営が期待できる点であると認識している。清掃工場に指定管理制度を適用できれば、水泳場と一体的な管理が可能となり、より効率的な運営を行うことができると考える。</p>	<p>学校給食センター等において民間活力の導入が推進され、市民サービスの向上、財政コストの低減を見込むことができる。</p>	<p>地方自治法第244条及び第244条の2</p>	<p>総務省</p>	<p>浜松市、堺野市</p>	<p>○本市においても、民間事業者の管理運営が可能な施設について、業務委託、やPFI事業等の検討を進める。B1方式+指定管理者制度の方法が可能かどうかの検討を行ったことである。 民間事業者でなければ、民間事業者の管理運営が可能にもかかわらず、公の施設ではないために「指定管理者制度」を選択することができない状況である。 提案団体同様、規制緩和を求める。</p>	<p>指定管理者制度は、民間事業者に対して行政処分の一環である使用の許可の権限を付与し、施設を管理運営させる制度である。 学校給食センターや清掃工場においては、住民への使用の許可権限の付与が必要な施設ではないと考えられるため、指定管理者制度を活用する必要がある。私法上の委託契約によらずに民間事業者に委託することで当該施設を管理するという目的は十分に達成される。 支障事例で指摘された隣接する公の施設との一体的な管理についても、隣接する公の施設を指定管理している事業者と同一の事業者と委託契約することによって一体的な管理が可能であり、このこと制度上の支障であるとは考えられない。また、公の施設に不適当な施設については、私法上の委託契約の締結によって行うことができるものと考えられる。 このため、委託契約が管理可能な管理について、あえて指定管理者制度又は類似の制度を設ける必要性はない。 なお、民間事業者への委託について議会の議決事項としたのであれば、地方自治法第96条第2項により条例で議決事項として定めることができる。</p>		
293	B	地方に対する規制緩和	その他	公職選挙法第21条第1項の規定の見直し	<p>公職選挙法第21条第1項の規定を「住民基本台帳法第9条第1項により、住民基本台帳に記載された満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上その台帳に記載されている者」とする。 公職選挙法施行令第10条の2において、「被登録資格を有する者を常時調査し、その確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない」とあるが、全員の選挙人を常時調査することは、極めて困難であり、全国1741の市区町村の選挙を対象とした総務省の調査においては、わずか40の市区町村しか調査ができていないのが現状である。選挙人名簿登録数が極めて少ない場合であれば、調査可能と思われるが、調査を実施している選挙を実施できていない選挙と対応が異なる。選挙人に対し不平等が生じる。もとより、住民基本台帳法第14条第1項の規定により、市町村長は住民基本台帳の正確な記録を確保するための必要な措置を講じなければならないこととなっており、居住者に限らず、選挙人名簿を作成したとしても支障はない。また、当該問題は調査でもたびたび議論されており、平成30年2月23日の予算委員会第二分科会では総務大臣から「調査結果を見ながら方向性を模索してみたい」と旨の御答弁があったところであるが、現場の選挙管理委員会からも制度改正を望む。</p>	<p>住民基本台帳を選挙人名簿登録の基にすることで、選挙管理委員会の事務の効率化が図られる。また、選挙人にとっては自分ごとで投票できることがわかりやすくなるほか、調査を実施している自治体としていない自治体と対応が異なることによって生じる不平等も解消される。 さらに転出しても住所を異動しない学生においては、「いずれ地元に戻る」という理由もあるため、自分の地元・故郷の代表者を選ぶ選挙に参加できることは、地方と若者の関係を築き止め、Uターンを期待も高まり、人口減少地域にも望ましいと考える。</p>	<p>公職選挙法第21条第1項及び第4項 公職選挙法施行令第12条 住民基本台帳法第6条第1項 住民基本台帳法第14条第1項</p>	<p>総務省</p>	<p>矢野町</p>	<p>中山町、ひたちなか市、小田原市、福井市、山梨市、島田市、生駒市、倉敷市、芦屋町、熊本市、八代市</p>	<p>○住民基本台帳担当課と選挙管理委員会が別々に居住調査を行うことは合理的でなく、居住調査が行われれば住民基本台帳を基に選挙人名簿登録を行うこととすれば事足りるため、法改正を要望する。 調査方法としては、投票所入場券を発送して、返送された者について居住実態調査を行うことが考えられるが、投票所入場券の発送から選挙期日までの短期間で調査を行うことは極めて困難である。 選挙期日後になれば、次の選挙まで期間が空く場合は住民基本台帳の登録状況に基づき電算処理でスムーズに選挙人名簿登録することができる。公職選挙法第21条第1項の規定「住民基本台帳法第6条第1項により、住民基本台帳に記載された満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上その台帳に記載されている者」とすることは合理的と考える。 ○本市でも被登録資格を有する者を常時調査することは不可能である。先般の総務省通知(平成30年総務省第20号)において、「選挙管理委員会と住民基本台帳担当部局との十分な連携が必要とされ、また、「各市区町村の住民基本台帳担当部局においては、定期又は臨時に当該調査を行うことにより、住民基本台帳の記録の正確性の確保に努めることとされていることは、当該改正の意図に沿ったものである。全国で統一な取組ができることが望ましい」と考える。 ○本市において居住実態の調査は、現実問題不可能と判断し実施していないのが現状である。また、市町村によって対応が異なることは有権者にとって不平等に繋がることになる。 よって、全国の市町村が統一に対応し、有権者が不平等にならないよう法令が整備されることが望ましい。 ○現実的に居住の実態調査はほぼ不可能な状況である。ところが昭和29年の最高裁判例により、学生の住所は特別な場合を除き下宿等にあることになっている。当該選挙も全く同様の全国選挙管理委員会合同調査と0年性から若者の投票率を上げていく。今の状況では、学生であることが判明している選挙人が下宿等していることを理由として住民票がある地域での不在者投票を行う申請は資格要件にあてはまらないので、実態を知りながら受け付けた選挙管理委員会違法な事務処理を行ったことによる。 一方で法学者や大学の一部は、法が間違っているから学生も積極的に不在者投票をしようという運動を行っており、選挙管理委員会は板挟みとなり、法解釈と現実の対応が統一されていない状況であるため、ぜひ主張通りの改善を期待する。</p>		

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
297	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理における「所得区分」を収集可能としていただきたい。	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。 また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	・健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第2の9の項及び119の項	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市		秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都府、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県	○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を初め、大きな負担となっている。 ○事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討したい。 ○明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。 ○本県では、年に約60回、郵送でのやり取りが生じている。 ○特に、各県国民健康保険組合においては、送達まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。 ○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要となるため、受給者証の発行まで時間を要している。 ○所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。 ○本県においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。 ○照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。 ○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。 ○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。 ○現在、所得区分(通用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で照会し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正化につながる。 ○しかしながら、所得区分(通用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従前から要望しているもの。 ○高額療養費の取組(通用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。 ○所得区分の記載は、保険者によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。	【内閣府、総務省】 まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある。その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由し、保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、判定法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係省庁で連携して検討していく。
302	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公務員が副業をできる要件の緩和及び基盤の明確化	営利企業等の従事(いわゆる「副業」)については原則禁止で例外的に許可により認める考え方が、許可制から届出制に改正し、地域で求められている社会貢献活動に積極的に参加できるような環境を整備している。	少子高齢化・人口減少が進む地方では、限られた人材で地域を支えなければならないが、地方公務員は、原則「副業」が禁止されており、公益性のある無償の活動であっても、報酬を得て活動を行うためには任命権者の許可を得る必要がある。許可の基準は地方自治体の人事委員会に決定権があるとされているが、法律で原則禁止が謳われている上に、任命権者の許可が必要とされているため、公益性のある活動であって何らかの報酬が出る活動については、自治体として明確な基準を設け、積極的に促進させていく傾向にある。このため、許可制から届出制にすることで、職員が自発的に活動しやすい環境を整備された。	許可制から届出制にすることで、副業を始めるための要件が緩和されるとともに、手続も簡略化されることから、地方の貴重な人材である公務員の活躍の場の広がり、地域の活性化に資する。また、副業に対する職員の心理的な負担を軽減することにつながる。	地方公務員法第38条	総務省	鳥取県、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合(鳥取県8団体)※代表:鳥取県知事 平井 伸治		山形県、鳥田市、青伊豆町、泉大津市、広島県、松山市、大村市、松浦市、宮崎県	○兼業許可にあたり、公益性のある活動かどうか、特定の利益に偏することなく中立かつ公正に公費が運用できるかの判断が困難である。 また、兼業することにより、公務の遂行にあたり、地方公務員法に規定される職務専念義務が損なわれたいと判断する目的がある。 このようなことから、兼業許可に関し、全国的に公平かつ適正に執行するために、兼業の許可に関するガイドラインが必要であると考える。 ○本県が公務員として、地域へ貢献し、地域への貢献、職員本人の成長に繋がる観点から意義があるものと考え、現在も許可を受けて公益性の高い有償の地域活動に参加している職員は多いが、届出制にすることで、心理的な負担軽減、事務の簡素化が図られ、更に積極的な地域活動への参加が促進されるものと思われる。ただし、その他の兼業に関しては、公務員としての職務の性質上適しないものもあるため、許可制を維持する必要がある。公益性があるか否かの判断のため、特に、近年SNS等の普及により活動内容の拡がりが見られ、基準が曖昧になっている現状からしても、ガイドラインの提示については必要性があるものと考え。 ○いわゆる「産官学連携」プロジェクトに高度なスキルを有する職員が報酬を得て参加できる仕組みの構築は、これからの地方自治にとって必要と考えられる。	地方公務員の営利企業従事者許可制から届出制への変更をすることは以下の理由から適当ではない (1) 地方公務員の営利企業への従事者原則禁止という趣旨は、公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することであり、公務員の中立的公正性を確保するためである。このため公務員が営利企業に従事する際には任命権者の許可を受けなければならないこと、任命権者は職員の職務低下を恐る恐れや職務の品位を損なう恐れがないこと等を事前に確認することとなる。これを届出制とする場合、公務員の中立的公正性という根本原則が揺らぐ危険性がある。 (2) 公務員の営利企業従事者のみならず地方公務員のみならず公務部門全体として検討する必要がある。 (3) また、現行制度においても任命権者による営利企業従事許可については、事前に許可基準を明確化し制度化している自治体もすでに存在している。各自治体が主体的に許可基準を策定・公表することで職員の社会貢献活動への参加を促進することは可能である。
303	B 地方に対する規制緩和	その他	選挙運動の期間前に掲示された政治活動のための「のぼり」の撤去を可能とする	公職選挙法201条の14(選挙運動の期間前に掲示されたポスター(以下「2連ポスター」))については、公職選挙法201条の14に基づき、当該ポスターにその氏名又はその氏名が掲載されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、その日(告示日)のうちに、これを撤去しなければならないとされている。 一方、2連ポスターと同じ図案の「のぼり」(以下「のぼり」)については、直接的に規制する規定が公職選挙法にない。 このため、平成30年1月執行の本市市長選挙において、候補者となった者が掲載されたのぼりが、選挙運動期間中も引き続き掲示され、市民から苦情や問合せが多く寄せられたが撤去させることができなかった。	選挙の候補予定者を2人の弁士の1人として専ら入りで紹介した政党等主催による政談演説会の告知ポスター(以下「2連ポスター」))については、公職選挙法201条の14に基づき、当該ポスターにその氏名又はその氏名が掲載されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、その日(告示日)のうちに、これを撤去しなければならないとされている。 その一方で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の向上に充てることができるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法70条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。 ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生の実現を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法70条の「附帯する事業」の範疇ではないため、その設置ができない状況にある。 この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。	公職選挙法改正により、2連ポスターと同様、のぼりについても、掲載された者が候補者となった場合には、その日(告示日)のうちにこれを撤去しなければならない旨の規定を反映させることで、金のかからない公正な選挙執行が更に確保される。	公職選挙法第201条の14	総務省	宮崎県		山形県、小田原市、金沢市、岐阜県、兵庫県、生駒市、倉敷市、新居浜市、芦屋町、熊本県、八代市	○今までと同様の案件は発生していないが、他県で「掲示ができた」という情報があるため、必ず波及してくる。本件は従来、のぼりでは多様なデザインが作成できなかったものが時代の変化により作成可能となったことと背景にあり、また「ポスター」は違法だがのぼりは違法とはされていないから大丈夫」という「抜け道」的に使用される恐れもあることから、規制に加える必要がある。 ○本県においても、過去、複数の市長選において、同様ののぼりが乱立し、苦情が殺到した事例がある。 ○選挙期間中に引き続き掲示することは、選挙管理委員会において法146条に抵触するかを認定し、法147条の撤去命令の対象となることであるが、その認定のために労力を費やすことは、選挙期間中の他の業務に多大な影響が出てくる。 候補者名が表示された「のぼり」は、法201条の14で規制される「ポスター」と同様の効果があることから、同様に規制を加え、形式的に判断できるようにし、現場での混乱を回避していきたい。	公職選挙法201条の14の規定は、公示又は告示の前に掲示したある政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ポスターを選挙期日の公示又は告示後も放置することは選挙運動とまがわしく、ひいては選挙の公正を確保する(平成11年法律第122号)による改正により設けられた規定である。 政党その他の政治活動を行う団体に対し、のぼりについても新たに政治活動用ポスターと同様の規制をかけるべきとの提案であるが、のぼりをはじめとした文書図面の規制に関しては、政治活動及び選挙運動の在り方の問題であり、各政党系において十分に協議いただく必要がある。
305	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人法の改正に伴い、平成29年4月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者貸付が可能となっている(国立大学法人法第34条の2)ことから、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の向上に充てることができるようにするため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在である。国立大学として、我が国の教育研究水準の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。 その一方で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の向上に充てることができるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法70条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。 ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生の実現を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法70条の「附帯する事業」の範疇ではないため、その設置ができない状況にある。 この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。	公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の向上が期待できる。	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	総務省、文部科学省	指定都市市長会		秋田県、高崎市、金沢市、岐阜県、愛知県、大阪府、岡山県、下関市、山形県、小野田市、北九州市、宮崎県、沖縄県	○直道の法改正(H30.4.1施行)により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用に係る努力義務(留意事項)が新たに課せられるなど、財源の適切かつ効率的な使用が求められるなか、法人資産の適正な管理のもと、経営的視点に基づき資産の有効活用を図ることは、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考えられる。 ○本件について国立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。	○公立大学法人における土地等の所有財産の貸付は、地方独立行政法人法70条に基づき、業務を行うに必要とされる場合には現行法上でも認められていることであり、「具体的な支障事例」にあるコンビニの設置についても、業務に支障がない場合に限って、第三者へ土地を貸し付け、教職員や学生などの福利厚生のための施設として設置することは認められる。 ○現行法上認められていないその他の具体的な支障事例が存在するというのであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
317	B 地方に対する規制緩和	その他	給与支払報告書における配偶者特別控除対象者の個人番号を記入する欄の追加	給与支払報告書(地方税法施行規則様式 第十七号様式別表)を、配偶者特別控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記載する様式に修正すること。	社会保障・税番号制度の開始に伴い、事業主から市へ提出される「給与支払報告書(地方税法施行規則様式第十七号様式別表)」に、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄が追加された。配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に当たってはその被扶養者の特定が重要であり、当市ではマイナンバーの利用による被扶養者特定により、業務の効率化を試行している。しかし、配偶者特別控除対象者に限っては様式に欄がなく、換要欄に「(配特)氏名」と記入するのみとなり、マイナンバーを記入する欄がない。そのため、該当者のマイナンバーを1件ずつ住民基本台帳システムにより調査する作業が発生した(年間1000件程度)。また、同世帯であれば住民基本台帳により配偶者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できないため、事業主あるいは本人に対し、配特対象者の住所等を再確認する必要があるが生じている。	マイナンバーによる配偶者特定が容易に行えることにより、業務が効率化され、課税の正確性が高まる。	・地方税法施行規則 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	総務省	今治市	【提案趣旨に賛同】 松山市、宇和島市、新居浜市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	旭川市、山形市、ひたちなか市、川崎市、蓮田市、八王子市、島田市、春日井市、小牧市、浜岡市、芦屋市、南あわじ市、出雲市、宇和島市、内子町、宮崎市	○配偶者特別控除対象者にマイナンバーを記載することにより、個人特定が可能になるため賛同するが、平成30年度から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがあるため、事業所が正しく制度を理解し、記載できるよう周知することが課題である。 ○今後の規制改正により配偶者特別控除の対象範囲が広がることから、配偶者特定の調査件数が増加することは明白であり、配偶者特定の調査を円滑に進める対策が必要である。 ○本市においても扶養調査等において、マイナンバーによる個人特定は有効だと考えており、配偶者特別控除対象者のマイナンバー記載についても事務効率化に資するものと考えられる。 ○配偶者特別控除対象者が他市区町村に居住している場合は、配偶者の所得調査のため、事業主へ配偶者の住所地を照会してから、その住所地に配偶者の所得を確認しなければならず、効率が悪く、事業主への住所地照会を省けるため、業務の効率が高まる。 ○本市においても、納税者の本人特定のみならず、被扶養者の特定にマイナンバーを活用することによる業務の効率化を試行しています。 特に対象者が市外に居住している場合、従来、紙ベースで行っていた所得照会事務を、昨年から本格稼働した「情報提供ネットワーク(総合宛名システム)」で行うという効率化のためには、マイナンバーは必要不可欠であり、現時点で、配偶者特別控除対象者について記載箇所がない給与支払報告書についてマイナンバーを記載できるよう様式変更を要します。 ○配偶者特別控除対象者が同世帯内の場合には特定が容易であるが、市外に居住している場合、氏名のみ記載では特定が困難である。 マイナンバーの記載がある場合は対象者の確認が行え、所得確認等が行えるために課税の正確性が高まることとなる。 ○配偶者特別控除対象者の特定において、同世帯であれば住民基本台帳の閲覧により配偶者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できない事実が生じている。 また、平成31年度申告分より配偶者特別控除の見直しが行われることにより配特対象者特定事務の増加が見込まれ、個人番号を記載する様式に修正することにより、対象者特定に要する時間の削減が図られると考える。 ○配偶者特別控除対象者が世帯内にいなければ、個人特定できないため所得照会ができない。 ○配偶者が、他の市区町村に居住している場合に、氏名だけでは対象者の住所を特定できない。また、所得要件を確認するための所得照会にも影響する可能性がある。 ○配偶者特別控除対象者に限っては様式に欄がなく、氏名のみ記載のため、単身赴任者等で市外の配偶者の場合は、氏名のみを手掛かりに調査するのは効率悪く、この点が改善されれば事務効率が高まると考える。 ○本市においても、マイナンバーを利用した被扶養者の特定を行っているが、配偶者特別控除の適用については提案のとおりマイナンバーの記載が無い場合、特に市外居住者の確認に長い時間を要している。 マイナンバーが記載されることにより、住民基本台帳システムで住所情報、情報提供ネットワークシステムで所得情報を把握することで事務の効率化・適正化が期待できる。 ○給与支払報告書に、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄が追加された。市外や世帯外の配偶者控除や扶養控除対象者はマイナンバーの利用により早期に特定することが可能となったが、配偶者特別控除対象者はマイナンバー記入欄がないため、統合端末での該当者特定に時間を要してしまい、納税義務者に対して数回の変更通知を送付することとなり、その都度納税義務者からの問い合わせにも対応しなければならず、説明等に時間を浪費してしまう。 配偶者特別控除者についてもマイナンバー記入欄を設けることにより、対象者の特定や、人的控除の説明を軽減することができる。 ○配偶者控除と同様に、配偶者特別控除の所得判定を行う際、世帯内に配偶者がいなければ配偶者の居所を調査することになる。その際、本人のマイナンバーがわからなければ、戸籍請求を行い住所を調べ、その後、名前、生年月日、住所からその人のマイナンバーを照し出す。このマイナンバーを特定するまでの作業にかなりの時間と労力がかかる。本市としてもマイナンバーを利用して、業務の効率化を図りたいため、配偶者特別控除の対象者であっても給与支払報告書にマイナンバーの記載を希望する。 ○本市においても、配偶者特別控除対象者の調査作業に苦慮しているため、配偶者特別控除対象者のマイナンバーが記載される様式に修正されると、業務の効率化と課税の正確性が高まる。	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)により、給与支払報告書の記入様式に、特別控除対象配偶者の個人番号記入欄を追加したところである。